

事業者確認に関する現状整理と課題

一般社団法人 OpenID Foundation・ジャパン
KYC Working Group
法人KYCチーム

2026年2月 第1.0版

近年、自然人を対象とした本人確認に関する議論が進展し、各種ガイドラインの整備やデジタル技術の向上により、セキュリティと利便性の両面で改善が進んでいる。一方、法人等の事業者は法的に認められた組織であり、自然人とは異なる性質を持つため、事業者確認には異なる考え方が求められる。

事業者確認の項目や方法は、取引内容やリスクに応じて多様であり、業界や事業者ごとに差異が存在する。このため、他社との横断的な情報共有や課題の議論が進みにくい状況にある。しかし、多くの組織にとって、事業者確認の確実性向上と負荷軽減は重要な課題であり、現状の課題共有と解決に向けた議論、特にデジタル化による改善の可能性を検討することが不可欠である。特に小規模事業者（個人事業主を含む）やスタートアップ等の実在性確認（事業活動の実態有無など広義に含む）には大きな課題がある。さらに、事業者に関する自然人の所属確認や権限確認などの課題もある。その上で、AIエージェントがユーザーに代わって各種リソースへアクセスすることが常態化しつつある中で、事業者向けサービスにおける「事業者に関する自然人」に加え「人間主体を前提としない」認可制御の高度化は、セキュリティおよびガバナンス強化の観点から喫緊の課題となる。

このような背景を踏まえ、今後の事業者確認と認証・認可の議論をさらに進展させるため、本報告書は、事業者確認に課題意識を持つ読者や将来の仕組みづくりを検討する読者を対象に、現状の共通要素を整理し、デジタル化された手法を実現する際の課題について考察するものである。本書は指針やガイドラインを示すものではなく、今後の課題共有と検討を促進するための参考資料として位置づける。

本報告書が、さらなる議論の進展と、事業者確認のデジタル化実現に向けた取り組みを加速させる一助となることを期待する。

エグゼクティブサマリー(本書のポイント)

本書は以下の構成となっている。

1. はじめに

- ・本書の目的・背景
- ・事業者の本人確認に関する課題が共有されにくい理由および課題感
- ・本書で使用する用語の整理

2. 本書のスコープ

- ・本書で検討する内容の範囲を定義

3. 事業者の本人確認とは扱う本人確認の概念整理

- ・代表的な例の提示

4. 事業者身元確認に関わる要素・属性

- ・「事業者情報を何の目的で、何を確認しているか」
- ・現状の確認手法・環境の整理
- ・現状における課題の深掘り

5. 事業者情報レジストリに関する考察

- ・民間・行政で広く参照されるレジストリの現状レジストリが抱える課題の分析

6. 事業者本人確認における当人認証

- ・事業者向けデジタルサービス利用時の当人認証・認可
- ・当人認証、ID連携、認可の現状整理

その課題の考察

7. 次世代の事業者本人確認に向けて

- ・章 4~6 の課題総括次世代に向けた本人確認の方向性議論が難しい背景を踏まえた議論の進め方・論点整理

8. 付録: 法人情報レジストリの海外動向

- ・本書本体では扱わなかったが、民間での法人情報活用に影響するため海外のレジストリ整備に関する参考情報

目次

- 1.はじめに
 - 1.1 本書の目的
 - 1.2 本書の背景
 - 1.3 事業者の本人確認に関する課題感
 - 1.4 本書で用いる事業者の本人確認に関する用語について
- 2.本書のスコープ
 - 2.1 検討対象とする事業者の範囲
 - 2.2 検討対象
 - 2.3 事業者本人確認の検討対象範囲
- 3.事業者の本人確認とは
 - 3.1 事業者の本人確認の特徴
- 4.事業者身元確認に関する要素や属性
 - 4.1 取引時の身元確認を含む事業者確認の概要
 - 4.2 身元確認を含む事業者確認の目的
 - 4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類
 - 4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析
 - 4.4.1 現状の手法の整理（説明）
- 5.事業者情報のレジストリに関する考察
 - 5.1 事業者情報のレジストリの例
 - 5.2 事業者情報のレジストリに関する課題の背景
 - 5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

- 6.事業者本人確認における当人認証
 - 6.1 事業者本人確認における当人認証の検討スコープ[®]
 - 6.2 事業者向けのデジタルサービス等の例示
 - 6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状
 - 6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状
 - 6.4.1 デジタル庁が所管する法人・個人事業主向け共通認証システム（GビズID）
 - 6.5 事業者の当人認証の課題
- 7.次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて
 - 7.1 事業者本人確認の課題の振り返り
 - 7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性
- 8.執筆者一覧

<別添>参考資料

付録 法人情報にかかるレジストリに関する海外動向

I. はじめに

I.I 本書の目的

- 本書は、現状の「事業者の本人確認に関する共通的な要素と課題」を考察し、将来的に期待される「事業者の本人確認のデジタル化の進展」の示唆および実現する場合の課題について整理する。

✓ 事業者の本人確認には要素が様々あり、課題整理が必要になる。

例えば、法人格のある事業者については登記情報等により法的な実在性を確認するとともに、事業者や組織の所在地にオフィス等が実際に存在しているか等の物理的な実在性の確認や、事業者としての意思表示ができる代表者（自然人）に対する身元確認や、取引の任にあたっている担当者（自然人）の所属確認や権限確認を行うといったように、「様々な確認事項によって複合的に判断」することとなる。

I. はじめに

I.2 本書の背景

- 自然人を対象とした本人確認方法は確立されつつあり※1、セキュリティや利便性の向上において一層の改善が図られている状況にある。デジタル化を前提とした自然人に対する認証や属性の連携によるサービス向上の議論は今後も目覚ましい発展が期待される。
- 一方で、事業者の本人確認に関する現状の整理や将来的なデジタル化における課題は、自然人の議論に比べ共有されていない現状がある。

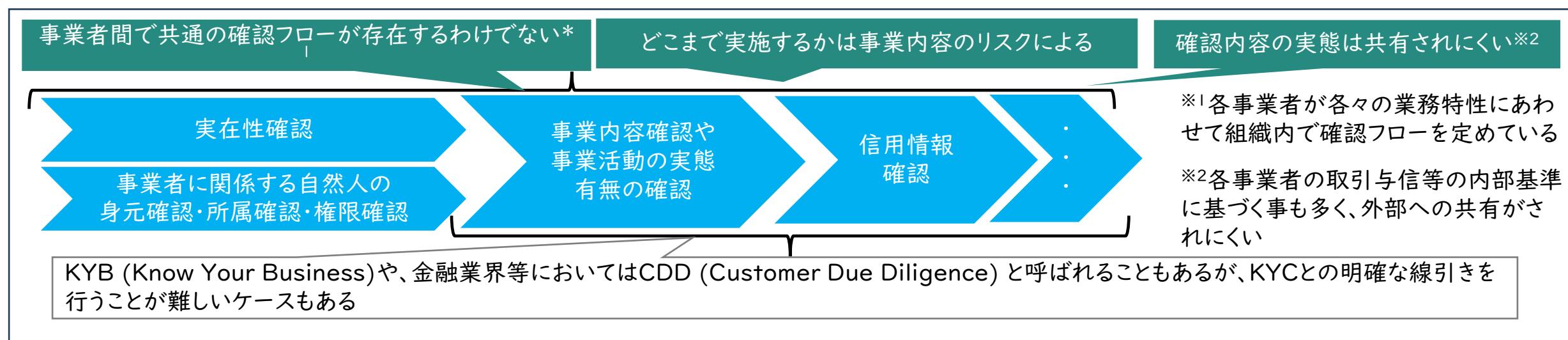
※1:参考資料

- デジタル社会推進会議幹事会決定
 - 出典:デジタル庁ウェブサイト(https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines#ds511)、「DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン」2025年9月30日(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/12cb1a6c/20250930_resources_standard_guideline_identityverification_01.pdf)
- NIST(The National Institute of Standards and Technology)
 - SP 800-63 Digital Identity Guidelines (SP 800-63-4)
- 一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン KYC WG
 - 国内向けOpenID Connect for Identity Assuranceの普及と利便性向上に関する検討レポート」2025年9月20日
 - 「民間事業者向けデジタル本人確認ガイドライン」2023年3月
 - 「デジタル本人確認の国内での普及に向けたツール・ルールの検討レポート」2022年12月
 - 「サービス事業者のための、継続的顧客確認に関する調査レポート」2021年9月
 - 「次世代におけるKYC の方向性に関するレポート」2021年9月
 - 「サービス事業者のための本人確認手続き(KYC)に関する調査レポート」2020年1月

I. はじめに

I.3 事業者の本人確認に関する課題感

- **背景Ⅰ：**事業者に対する本人確認のみを独立したプロセスとして、組織内で明示的に規定しているとは限らず、取引判断や取引与信以降も含めた業務プロセスとなる事が多い。また、取引の商談工程等を含め、明示的な社内基準に基づくことなく、実態的に自然と執り行われている場合がある。
- ・ 事業者の確認を行う目的は、取引のリスクに対処することが主眼であり、事業者の実在性だけではなく、事業内容も含めた実態について把握したうえで取引の妥当性を判断する事が多い。そのため、本人確認と与信や顧客管理との境界が区別しにくいことがある。



図I-1:多くの事業者における取引判断や取引与信の業務運用イメージ

- **課題感Ⅰ：**事業者ごとに業務プロセスや基準は多様であり、抱える課題も様々である。しかし、現状、特に小規模事業者やスタートアップ等における実在性確認（事業活動の実態有無など広義の概念を含む）に大きな課題が存在する点については、一定程度の共通認識があると考えられる。

I. はじめに

I.3 事業者の本人確認に関する課題感

<補足> 特に小規模事業者やスタートアップ等における実在性確認に大きな課題が存在となるケースの例示

例示（現状）	内容
小規模事業者等や設立後日の浅い事業者との新規取引	小規模事業者等（個人事業主を含む）や設立後日の浅い事業者との新規取引に際して、企業信用情報調査会社等でも十分な情報が得られないケース等において、仲介取引やキャッシュアンドデリバリー等の取引条件判断となるケースも存在する。中小企業者の新規取引拡大や資金繰りに制約を与えていた。
バーチャルオフィス（やシェアオフィス等）の利用事業者の実在性等の確認	昨今、物理的なオフィス設備等を必要としない（または必要性が小さい）事業形態も拡大しているが、登記情報等の所在地情報に基づき実在性確認を行う際に確認が困難である。
新規取引時や認定証明等の審査時の本人確認の信頼性向上と円滑化	新規取引や認定証明等の審査において、相対者が、審査対象の事業者の所属に間違いがないか（例えば、立会人がコンサル契約等を請けた第三者ではないか）を信頼性高く円滑に確かめられるようにする必要がある。

<参考：金融機関ケースに限らず、あらゆる業界で共通的な課題を内包した事件>

近年、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額及び認知件数が急増している。以下のような事件の報道も2024年6月にあった。犯罪者集団が、SNS等を通じて個人名義を取得し、取得した名義で起業家を装って約500ものIT関連のスタートアップ企業等を装ったペーパーカンパニーを設立（登記）して金融機関に不正に法人口座を開設。開設した約4000件の法人口座に、投資詐欺の被害金やオンラインカジノの収益金等を入金し口座間で移動させ、700億円もの犯罪資金の洗浄を行っていた。

（※登記など法的実在性確認だけでなく、様々な事業者確認要素の複合的な確認が必要となるが、特に小規模事業者や設立後間もない事業者などの確認に課題がある）

I. はじめに

I.3 事業者の本人確認に関する課題感

- **背景2:** 従来、通常のビジネス活動において、対面で実施される何らかの業務プロセス（例：商談工程における営業交渉等）が介在している事が多かった。
 - 昨今の取引形態の複雑さや将来的な環境の変化により、身元確認のデジタル化が求められるが、そのためには課題の共有が必要である。
- **課題感2:** 今後、越境取引や事業者向けサービスの更なる裾野拡大や、サプライチェーンの川上から川下までの幅広い事業者の参加が求められる事業者向けサービス等を念頭に、完全非対面での事業者の本人確認の厳格化および本人確認の円滑化が課題となる。
- **課題感3:** 今後、AIエージェントがユーザーに代わって各種リソースへアクセスすることが常態化しつつある中で、事業者向けサービスにおける「人間主体を前提としない」認可制御の高度化は、セキュリティおよびガバナンス強化の観点から喫緊の課題となる。

I. はじめに

I.3 事業者の本人確認に関する課題感

<補足> 完全非対面での事業者の本人確認の厳格化および本人確認の円滑化が課題となるケースの例示

例示(近い将来)	内容
議決権の行使	株主総会での議決権行使のデジタル化の進展に際し、株主(ここでの株主は事業者とする)によって行われていることを円滑かつ信頼できる形で行えるようにする必要がある。
越境取引等の裾野拡大	越境取引や国内の未開拓の地域や新たな顧客層の裾野拡大に際し、対面で実施される何らかの業務プロセス(例:商談工程における営業交渉等)への依存が難しくなる。
産学等における共同研究やコンピュータ資源等へのアクセス許認可の信頼性強化	機密性が高い情報の取り扱い拡大や、機密性が高いパソコンなどのコンピュータ資源等のアクセスに際し、更なる厳格な所属確認や資格確認等を含めた認証・認可に関する本人確認の信頼性強化が求められる。
サプライチェーン参加時の本人確認の厳格化	例えば、GHG排出量情報連携等を契機に、サプライチェーンのTier3.4以降も含む川上から川下への相互接続の拡大が視野に入る。デジタル化され連携される機密情報の拡大を背景に、サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃等のリスクも増大すると想定される。上記を背景に、事業者本人確認のデジタル化と信頼性向上のニーズも拡大する可能性があるが、小規模事業者等の取引に不利な要因となりえる懸念がある。

(～次頁続く～)

I. はじめに

I.3 事業者の本人確認に関する課題感

(～前頁続き～)

例示(近い将来)	内容
サプライチェーン参加時の本人確認の円滑化	一般的な商取引プロセス(商談、受発注、納品・検収など)のデジタル化や、需要予測、ダイナミックプライシングといった新たな商取引形態が登場しつつある中、事業者の確認を簡便かつ適切に行えるようにし、事業者の規模や実績だけにとらわれない形で商取引に参入もしくは商取引を継続できる仕組みが必要になる。
認定証明等の審査時の本人確認の信頼性向上と円滑化	デジタル化された信頼性の高いエビデンスに基づいて、リモートで登録審査を円滑に行うことができる仕組みが必要になる。

I. はじめに

I.4 本書で用いる事業者の本人確認に関する用語について

金融機関等を中心としてKYC (Know Your Customer ⇐ 相手の実在性や属性等の確認)という言葉が用いられることがある。さらに、顧客の事業内容や実態などの確認も含めてCDD (Customer Due Diligence) や KYB (Know Your Business ⇐ 顧客の事業内容や実態などの確認) という言葉を用いて議論されることもある。これらの用語の線引きは難しく、特に対象が事業者の場合には定義がより困難となる。本書では、議論の対象を明確化するために、事業者の確認に関する用語を以下のように区別して使用する。

用語	定義
身元確認※1 (Identity Proofing)	申請者を一意に識別するとともに、その実在性を確認すること。 具体的には、申請者の属性情報を収集することで申請者を一意に識別するとともに、収集した属性情報が真正かつ申請者自身のものであることを本人確認書類により検証することで、申請者が実在かつ生存する人物であることを確認する。
当人認証※1 (Authentication)	申請者の当人性を確認すること。 具体的には、対象手続を利用しようとする者が、身元確認時に登録された者と同一の人物であることを、申請者と紐づけて登録した認証器等を用いて確認する。
本人確認	身元確認ないし当人認証を実施すること。
事業者身元確認	事業者を対象とした身元確認
事業者当人認証	事業者を対象とした当人認証
事業者本人確認	事業者を対象とした本人確認
事業者確認	事業者本人確認に加え、取引判断に必要となる事業者の事業内容や実態、実績、取引意思なども含めた様々な情報を確認すること。

※1:「DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン」(デジタル庁)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fcfa67afc/12cb1a6c/20250930_resources_standard_guideline_identityverification_01.pdf の「I.4 用語」より引用

I. はじめに

I.4 本書で用いる事業者の本人確認に関する用語について

用語	定義
顧客管理	事業者の身元確認や事業内容、取引内容、関連情報などを調査し、リスク評価を行い、講ずるべきリスク低減措置を判断し実施すること。
本人確認実施事業者	本人確認を実施する事業者 注) 本人確認実施事業者により本人確認の目的が異なる。自身のサービスや商品を提供する目的や、事業の委託・受託等を行う目的で本人確認を実施する事業者もあれば、本人確認を行った結果に基づいた情報を他者に提供する目的で行う事業者もある。
本人確認対象事業者	本人確認を受ける事業者
本人確認書類※1 (Identity Document)	身元確認において、申請者が主張する属性情報の証拠として用いる書類。 [補足]マイナンバーカードや運転免許証などの物理的な本人確認書類のほか、スマートフォンに格納されたデジタル証明書なども本人確認書類になり得る。
認可 (Authorization)	「正しく利用させる」目的であり、対象物(リソースまたは機能)にアクセスする許可をユーザーないしアプリケーションのアカウントに付与するプロセスの事

※1:「DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン」(デジタル庁)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fcfa67afc/12cb1a6c/20250930_resources_standard_guideline_identityverification_01.pdf の「I.4 用語」より引用

2. 本書のスコープ

2.1 検討対象とする事業者の範囲

- 本書中では、以下の対象を事業者と呼び、本書で考察する主な対象とする。
 - ・法人番号の対象となる法人や団体※のうち、国の機関と地方公共団体を除くもの
 - ・個人事業主
 - ※法人番号を申請していない法人や団体は対象外とする
-
- なお、本書では記述を簡素化するため、「法人や団体」を以降一括して「法人等」と記載する。

 - 本書は、法規制や業界等で事業者本人確認に関わる要件や基準が定められていない「一般的な事業者間の取引業務や申請等における本人確認」に特に焦点を当てており、各法規制等で定義されている事業者、法人等の定義や対象と、本書で扱う事業者の定義や対象には差異を含みうることに注意が必要である。

2. 本書のスコープ

2.1 検討対象とする事業者の範囲

- 前述の、本書の検討対象とする事業者の対象について、以下の通りイメージを補記する。
- 各々の法律等は、個別の目的に対し対象の事業者の定義を行っている。事業者全般に対して、網羅性・整合性のある定義がなく、対象事業者の範囲の相関について、独自見解としてイメージの作成を行った。

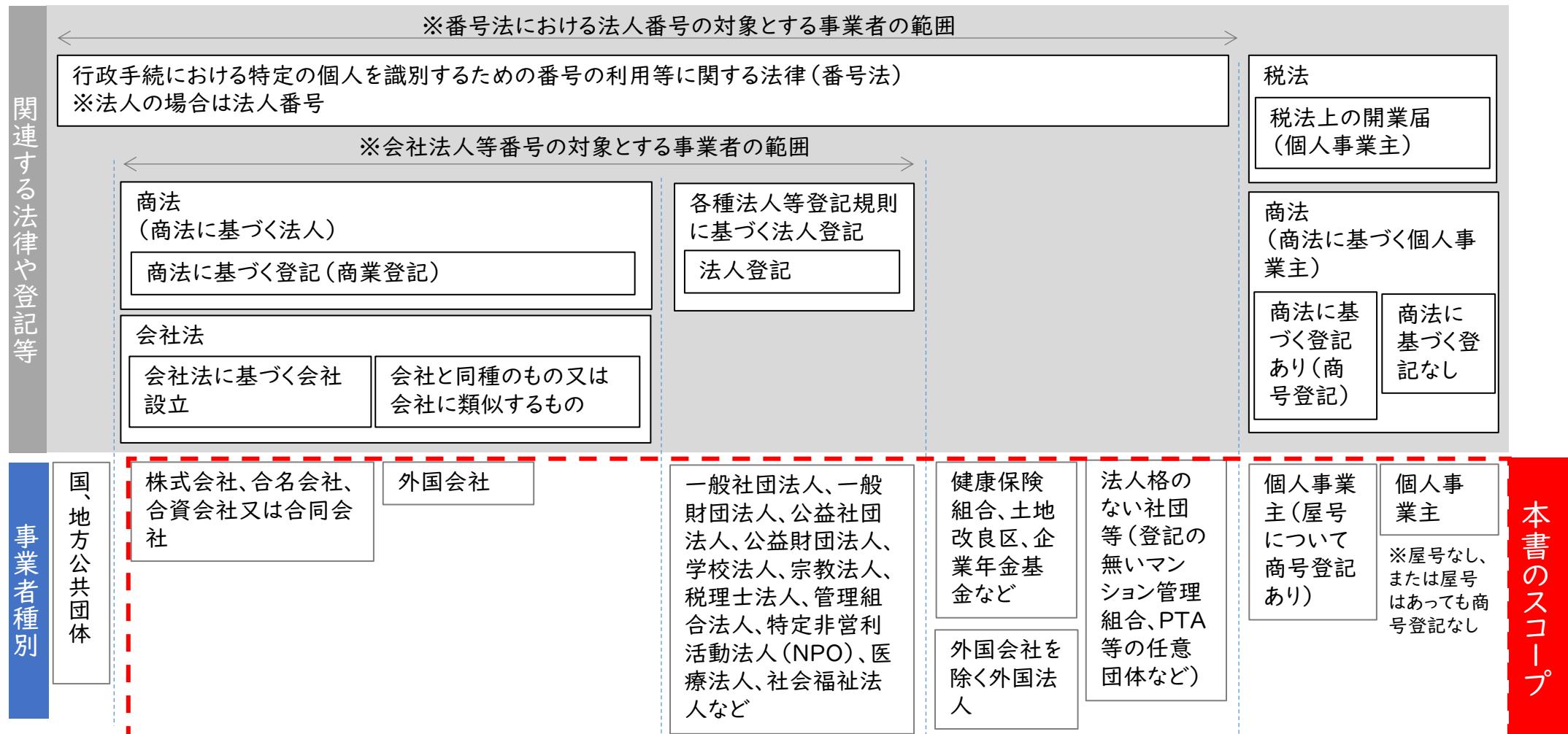


図2-1:検討対象とする事業者の範囲

2. 本書のスコープ

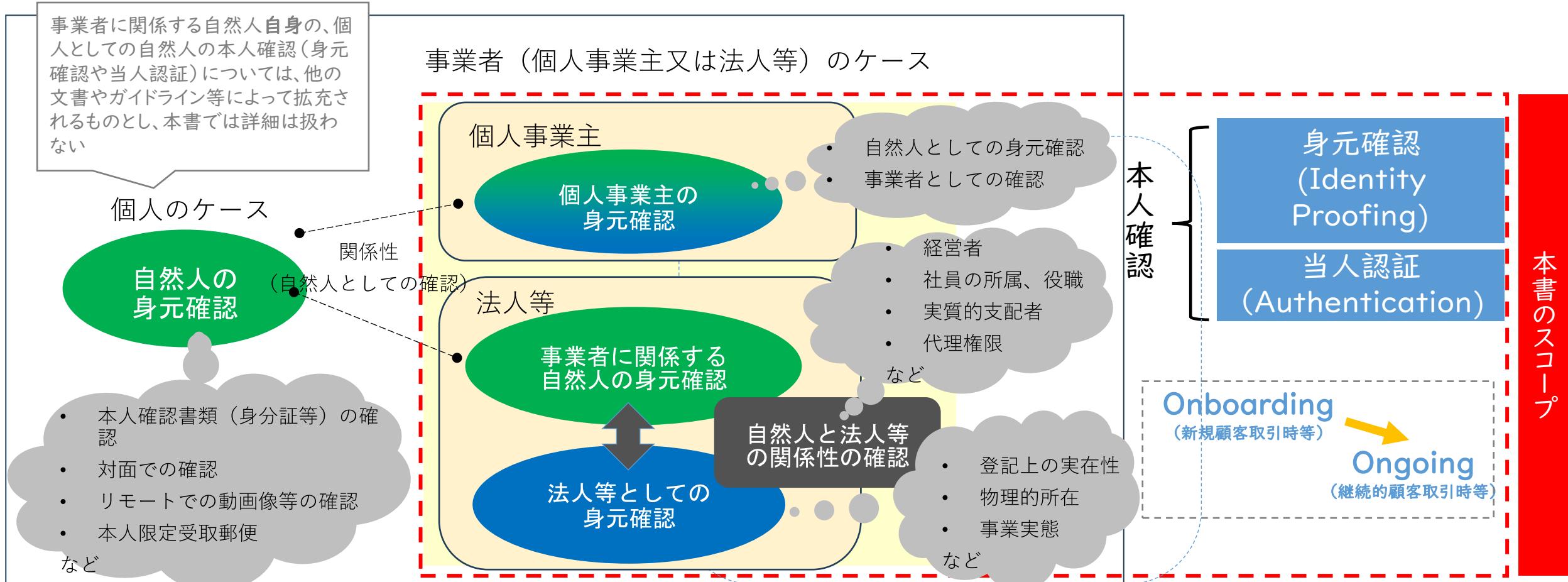
2.2 検討対象

- 事業者本人確認（身元確認及び当人認証）の現状と課題を整理する。
注) 本人確認を整理する目的で顧客管理等に言及することがあるが、本人確認の考察を重点に置く。
- 以下はスコープ外とする。
 - 法令等への準拠性
(注) 法令や業界の基準やガイドラインを参考にし、事業者本人確認の現状を整理している箇所があるが、それらの項目は法令や基準への準拠性について考察や示唆を与えるものではない。
 - 事業者の識別子の番号を発行・管理を行う機関で行われる内部の手続きやシステムの詳細
 - 本人確認書類を証明する機関で行われる内部の手続きやシステムの詳細

2. 本書のスコープ

2.3 事業者本人確認の検討対象範囲

➤ 2.1、2.2を踏まえ、本書が扱う対象範囲を示す。



3. 事業者の本人確認とは

3.1 事業者の本人確認の特徴

➤ 事業者を本人確認する場合には、自然人の本人確認とは異なる考え方が必要となる。

- ✓ 物理的実体が主体となる自然人（個人）の本人確認に比べ、事業者は「法律上の権利義務の主体」であり、物理的実体にとどまらない概念的実体の本人確認の必要性が高くなる。
- ✓ また、主体を構成する要素が、自然人よりも複雑であり、第三者が「完全な確認」をする事が困難である。

リアルに存在する自然人



自然人

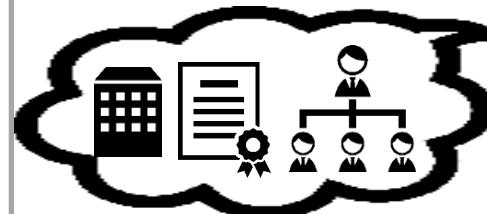
- ✓ 現実世界の物理的な実体が主体

信頼性の高いエビデンス^{※1}を軸にしたIdentity Proofingをするという考え方がとりやすい

^{※1} 例えば、本人確認書類 (Identity Document)など



法律上の権利義務の主体となる法人等（/事業者）



法人格

法人と自然人
の関係性

事業者に関する自然人

- ✓ 物理的実体にとどまらない概念的実体が主体

- ✓ 主体を構成する要素が複雑

- ✓ 第三者が法人内部情報^{※2}について「完全な確認」をする事が困難

^{※2} 例えば、法人の内部組織の実在性確認や、所属確認や権限確認など



完全な確認が困難

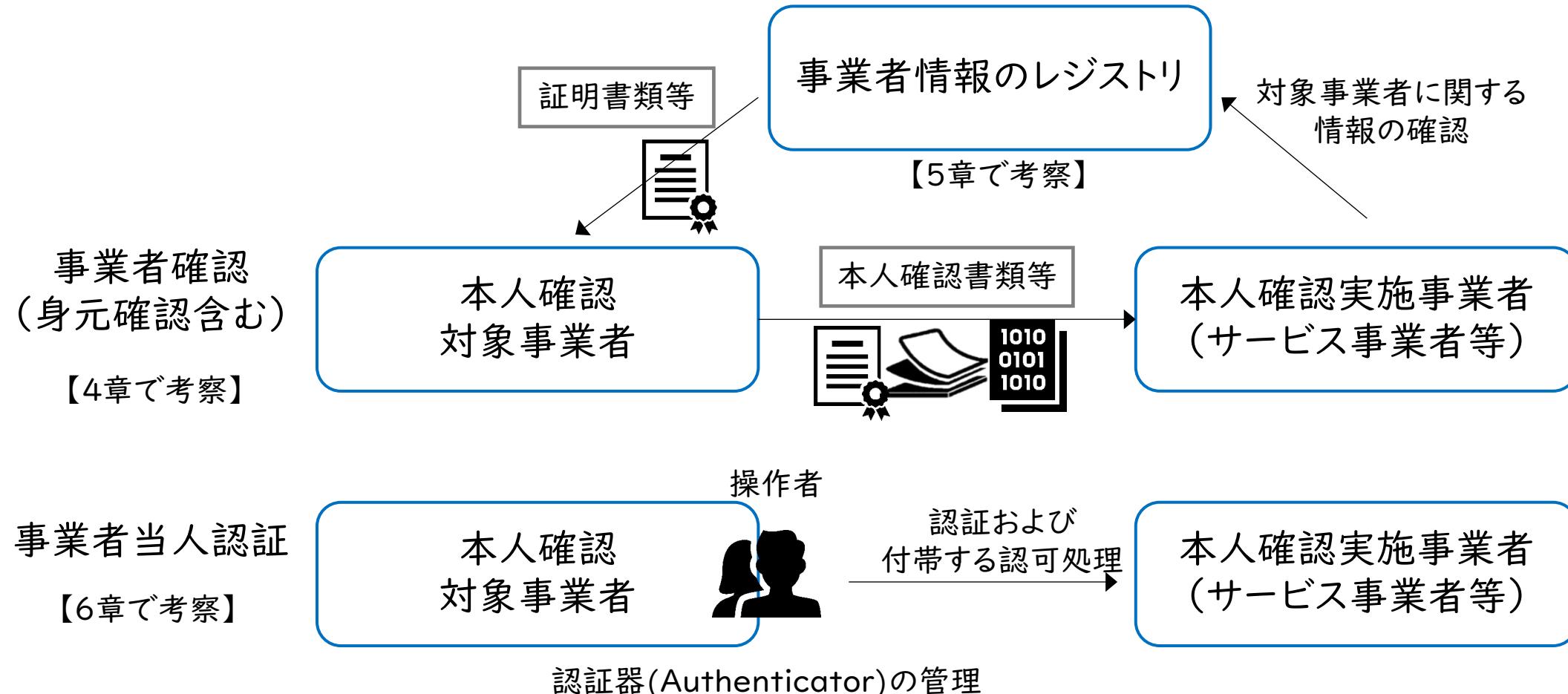
⇒一定レベルで信頼できる複数の参考情報を複合的に確認により、リスクベースで判断していく考え方

図3-1:事業者本人確認の特徴

3. 事業者の本人確認とは

3.1 事業者の本人確認の特徴

- 4章5章で、事業者身元確認を含む事業者確認の現状および課題について深掘り検討を行う。
 - 6章で、事業者当人認証の現状および課題について深掘り検討を行う。



「4. 事業者身元確認に関する要素や属性」の構成

- 本章では、事業者の身元確認を含む事業者確認について、「事業者情報について、どういう意図で、何を確認しているのか」「現状の確認手法や環境と、課題は何か」について、深掘り検討をする。

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

- 4.1 取引時の身元確認を含む事業者確認の概要
- 4.2 身元確認を含む事業者確認の目的
- 4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類
- 4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

- ✓ 本書では、事業者確認のプロセスにおける、それぞれの確認事項の意義的な分類を「要素」と呼称する。
例：商業登記等に基づく事業者の「法的な実在性の確認」、事業者の代表者の「自然人の個人としての本人確認」等
- ✓ また、各要素において確認する情報の種別を「属性」と呼称する。
例：事業者の名称、本社の所在地や連絡先等

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.1 取引時の身元確認を含む事業者確認の概要

- 事業者との取引を開始するにあたり、対象の事業者に関する様々な情報を確認することになる。
- 事業者との取引時の事業者確認は、一般的に以下の事業者確認要素に分類される※1と考える。

※1 後述の4.3で、「事業者確認要素の分類」を構成する各々の確認要素について、個別に深掘りし整理を行う。

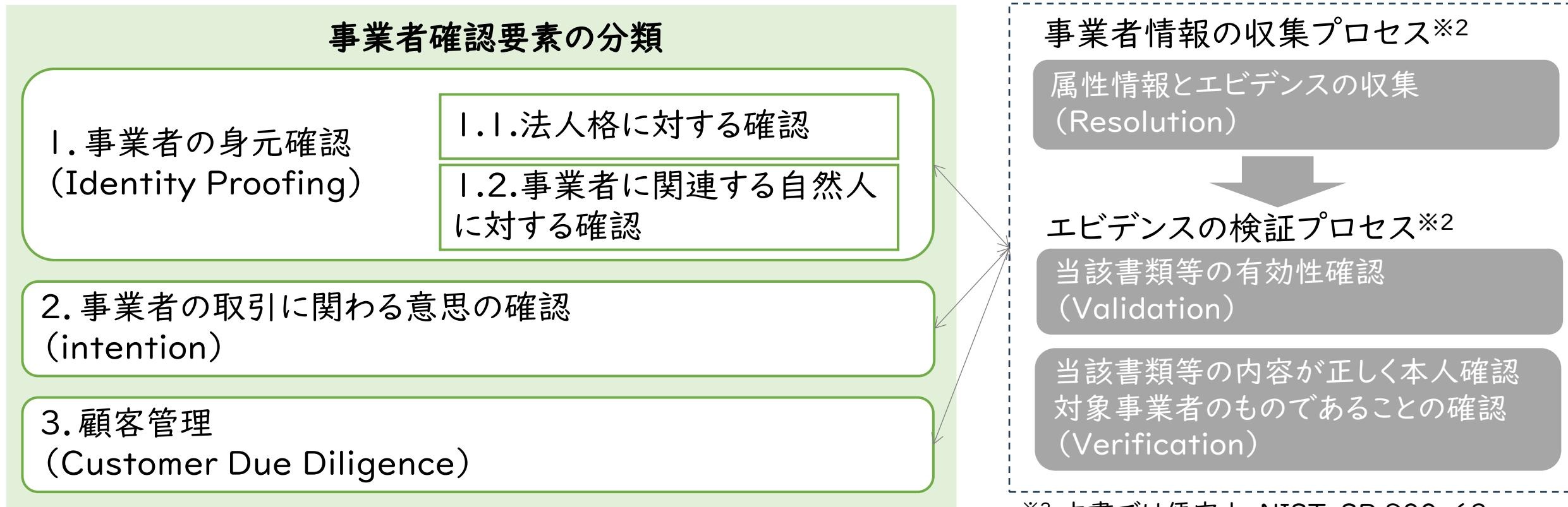


図4-1: 事業者確認における大きな確認要素

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.1 取引時の身元確認を含む事業者確認の概要

I. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)

I.1. 法人格に対する確認

I.2. 事業者に関連する自然人に対する確認

A. 本人確認対象事業者によって提示された証拠書類等に基づき行うケース



B. 本人確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース



(次頁続く)

図4-2:事業者身元確認における2つの類型と確認イメージ

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.1 取引時の身元確認を含む事業者確認の概要

(前頁続き)

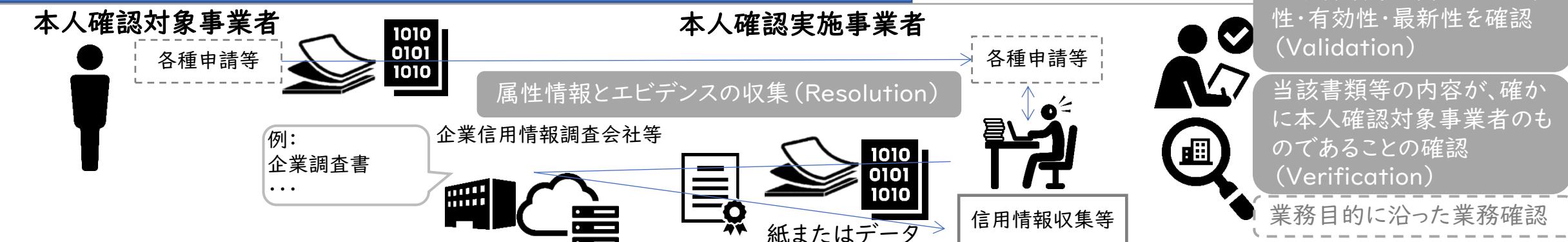
2. 事業者の取引に関する意思の確認 (intention)

A. 本人確認対象事業者によって提示された証拠書類等に基づき行うケース



3. 顧客管理 (Customer Due Diligence)

B. 本人確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース



4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.2 身元確認を含む事業者確認の目的

➤ 事業者確認において、事業の内容や当該行為等におけるリスクの大きさが影響を及ぼす。

- ✓ 事業者の事業内容は多種多様であることから、リスクも同様に多種多様に存在する。
- ✓ リスクに応じて、必要となる本人確認事項の要素や属性が異なる。

➤ 事業の内容に応じて、例えば、以下のようなリスクの大小がある。

- | | |
|------------------|---|
| 小
↑
↓
大 | <ul style="list-style-type: none">✓ サービス提供先への連絡手段など必要最小限の情報のみを必要とし、取引リスクがそれほど大きくないもの✓ 個人との取引と事業者との取引でリスクが大きく変わらないもの✓ 事業者との取引が比較的大規模であるなど、自社の経営に影響を与えるもの✓ 事業者との取引が自社が提供する製品やサービスの供給や品質に影響を与えるもの（サプライチェーン）✓ 事業者のなりすまし等により社会的に影響を与えるもの（例：企業が発信する情報、公式SNSアカウント、Webサイト等） |
| | <ul style="list-style-type: none">✓ 取引が犯罪組織、テロ組織、制裁国への利益供与に結びつくもの（金融、兵器転用可能な部品など） |

➤ また、取り扱う財の性質等によってもリスクが変化する。

- ✓ 例：転売が容易な商材か否か
(商品か役務サービスやサービス利用か、ソフトウェア製品かハードウェア製品か)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.2 身元確認を含む事業者確認の目的

(前頁続き)

- リスクは「損害の程度」×「事業で取り扱う財との関係性の深さ」によって大小が決まる。
- さらに、社会的影響や経営への影響といった要素も背景として影響する。
その為、事業者確認においては、「責務(ライアビリティ)」という観点も重要となる。
- その結果、各事業者の確認業務では、取引に伴うリスク判断や責務を踏まえ、「合理的な努力の範囲内」で、社内基準やルールに基づき業務運用が行われている。
- その結果、事業内容によって、事業者確認に必要な事項や属性は異なる。

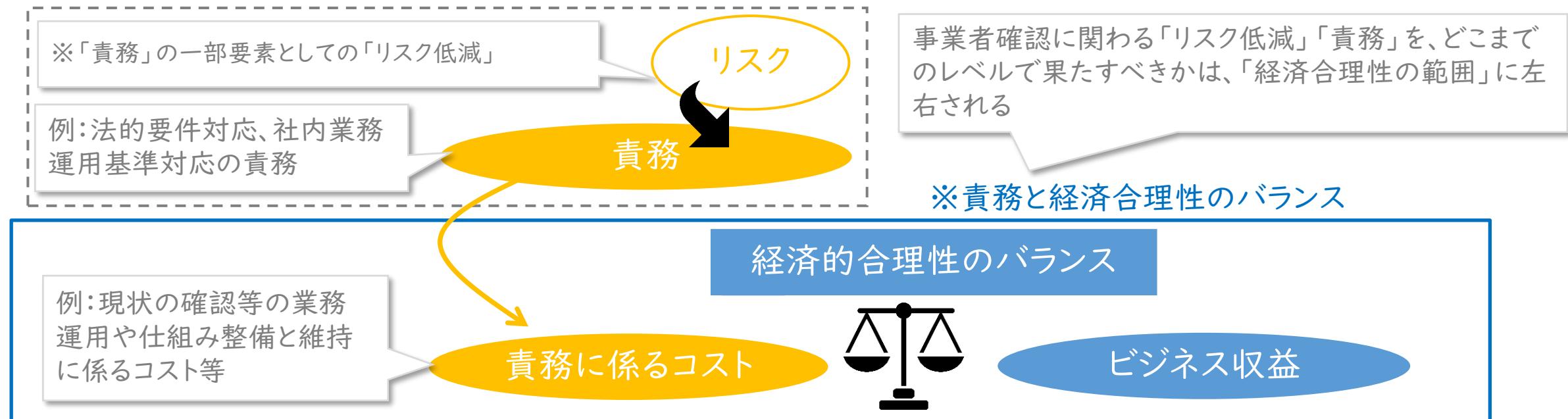


図4-3:事業者確認におけるリスクと責務と経済合理性の関係性イメージ

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.2 身元確認を含む事業者確認の目的

- なお、事業者の本人確認の保証レベルの定義については、自然人の本人確認における身元確認保証レベル (Identity Assurance Level: IAL) や当人認証保証レベル (Authentication Assurance Level: AAL) 等のような、共通的で明確な基準を設ける事が難しいと考える。
- ✓ 本人確認に関する要素が複雑である事と、本質的に個々の業務運用基準である事が背景となる。
- ✓ ただし、例えば、各要素単位の保証レベルなど、部分的には保証レベルの検討も可能と考える為、今後の検討課題とする。（「7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性」にて、今後の論点について言及）

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

- この章では、本人確認の規定が存在する法令等(例:犯罪収益移転防止法)や、一般事業者間の取引行為や申請等における業務運用のサンプル分析を参考に、確認事項の要素を分類整理した。

表4-1:確認要素の分類整理におけるサンプル分析対象

本書のサンプル分析対象
犯罪収益移転防止法
一般事業者間の取引リスクが大きい新規取引における取引与信
EDI等のアカウント申請等
インターネットのドメイン取得
商業登記電子証明書の取得申請

- 分類整理において、事業者に対する確認事項を洗い出すことを目的に、本人確認と顧客管理を区別せず両者を含めて考察した。
 - また、確認事項の考察に際しては、紙文書とデジタルデータ、対面と非対面を区別なく分析した。
- ✓ 本書では、サンプル分析結果のサマリーのみを記載する。

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

- サンプル分析結果、事業者確認要素を以下に分類した。
(事業者確認要素の分類は、「4.1 取引時の身元確認を含む事業者確認の概要」にて前述)

表4-2:事業者確認要素の分類

事業者確認要素の分類	
1. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)	
1.1. 法人格に対する確認 または公的情報等に基づく実在性確認	
1.2. 事業者に関する自然人に対する確認	
2. 意思の確認 (intention)	
3. 顧客管理 (Customer Due Diligence)	

- 分類に沿って、各々を構成する確認要素を後頁の通り整理した。

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

表4-3:事業者確認要素の分類と要素

事業者確認要素の分類	事業者確認要素 ※補足説明は後頁
1. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)	
1.1. 法人格に対する確認 または公的情報等に基づく実在性確認	法的実在性確認、または公的情報等に基づく実在性確認 物理的実在性確認 法人等に属する内部組織の実在性確認
1.2. 事業者に関する自然人に対する確認	所属確認(代表者等、従業員、代理人等) 取引の任に当たっている事の確認(権限確認) (代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関する自然人の「個人」としての本人確認
2. 意思の確認 (intention)	法人格の当該行為自体に関わる意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)
3. 顧客管理 (Customer Due Diligence)	事業の内容の確認 事業活動の実態有無の確認(当該事業者や組織の運営状態を確認) 実質的支配者(BO)の確認 反社確認 資産及び収入の状況の確認 信用情報確認

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

- ▶ 前頁の確認要素の補足説明を記載する。

表4-4:事業者確認要素の補足説明

事業者確認要素	補足説明
法的実在性確認 または公的情報等に基づく実在性確認	<p>法令に従った登記情報等に当該事業者や組織が存在することを確認。 例:商業登記や法人登記されていることを確認 例:適格請求書発行事業者登録番号が有効であることを確認 例:個人事業主の場合に、実印押印と印鑑登録証明書の照合と、屋号や開業届などを確認 個人事業主の実在性確認は個人に対してであり、事業性に係る実在性については確認が難しく、別途、確定申告書や納税証明等の公的情報等に基づく事業性に係る実在性確認を行うケースも存在。</p>
物理的実在性確認	<p>当該事業者や組織の所在を確認。 例:商談プロセス等における対面確認 例:郵送やり取りなどにおける非対面確認 例:企業信用調査会社の企業調査書等の確認(現地調査含む)</p>
法人等に属する内部組織の実在性確認	部門や事業所等を確認
所属確認(代表者等、従業員、代理人等)	<p>法人格と事業者に関連する自然人の「関係性」の確認。 例:代表者、従業員、代理人等 例:所属組織</p>
取引の任に当たっている事の確認(権限確認)	適切な権限や資格をもって、当該行為を執り行っているかどうかの確認

(次頁続く)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

(前頁続き)

事業者確認要素	補足説明
(代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関する自然人の「個人」としての本人確認	Identity Document等の確認をもって、当該本人自身である事の確認(本人特定事項の確認)
法人格の当該行為自体に関する意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)	<p>申請代表者等取引の任に当たっている自然人の行為を介しての、法人としての当該行為に対する意思の確認。</p> <p>例:契約書や申請書等の代表者等の押印の確認</p> <p>例:(取引リスク等の必要に応じて)押印の印影と印鑑登録証明書の照合</p> <p>例:対面で、所属確認や取引の任にあたっている事の確認(権限確認)等を併せて確認</p> <p>例:電話等や、電子証明書による電子署名の確認など非対面確認</p>
事業の内容の確認	
事業活動の実態有無の確認 (当該事業者や組織の運営状態を確認)	<p>一般事業者間の取引行為等においては、各事業者の取引判断等に際し、当該取引先事業者との取引開始または継続的取引について、どのようなリスクが存在するのか、取引リスクに見合った価値があるのか等、主に各事業者の社内基準に基づき、適切かつ相応な注意や努力を払って調査を執り行う事などが含まれる。(多くの一般事業者においては、新規取引時や継続的取引における途上管理における取引与信プロセス等や企業M&A等の一部で執り行われる事が多い。なお、Customer Due Diligenceに対する日本語記載を「顧客管理」としたのは、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン等に依るものである)</p>
実質的支配者(BO)の確認	
反社確認	
資産及び収入の状況の確認	
信用情報確認	

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

▶ サンプル分析によっても、次頁の通り、リスクに応じて必要となる本人確認事項の要素や属性が異なる事が確認できた。

- ・ これらのサンプルはオンボーディング（新規顧客取引時）の事業者確認を対象としている。
- ・ なお、あくまでサンプル分析に基づく為、記載内容について蓋然性は担保されないことに留意されたい。

注：次頁の表の見方や内容に関する説明を補記する。

○△は事業者本人確認としてのやるべき要件を示しているわけではなく（十分条件でない）、最低限含まれる要素について示している。
○や△についていない要素も、リスクに応じて行うこともあるし、他の要素に付随して行うこともある。

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

表4-5:サンプル分析のサマリー

分類		要素	犯罪収益移転防止法	一般事業者の新規取引与信(リスク大)	EDI等のアカウント申請	インターネットドメイン取得申請	商業登記電子証明書の取得申請
I. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)	I.1. 法的実在性確認 または公的情報等に基づく実在性確認	法的実在性確認 または公的情報等に基づく実在性確認	○	○	○	○	○
		物理的実在性確認	○	○	○	△	
		法人等に属する内部組織の実在性確認		○	○	△	
	I.2. 事業者に関する自然人に対する確認	所属確認(代表者等、従業員、代理人等)		○	○	△	○
		取引の任に当たっている事の確認(権限確認)	○	○	○	△	○
		(代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関する自然人の「個人」としての本人確認	○				

(次頁続く)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.3 身元確認を含む事業者確認事項における確認要素の分類

(前頁続き)

分類	要素	犯罪収益移転防止法	一般事業者の新規取引与信(リスク大)	EDI等のアカウント申請	インターネットドメイン取得申請	商業登記電子証明書の取得申請
2. 意思の確認 (Intention)	法人格の当該行為自体に関わる意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)	○	○	○	○	○
3. 顧客管理 (Customer Due Diligence)	事業の内容の確認	○	○			
	事業活動の実態有無の確認(当該事業者や組織の運営状態を確認)		○			
	実質的支配者(BO)の確認	○	△			
	反社確認		△			
	資産及び収入の状況の確認	△	△			
	信用情報確認		○			

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

- この節では、4.3章の事業者確認事項の各要素の確認において、現状とりうる手法(事業者確認を行うためのエビデンス)の例、特にデジタル化を想定した手法に焦点をあてて考察する。
- ✓ 現状においてデジタルの手法が存在するものについて表4-5にその例を示し、アナログ手法と対比した。
注:ここでは自然人の個人としての本人確認は除外している。
- ✓ 表4-6、4-7では、これらの手法において、事業者確認の「どの要素」をカバーしうるかについて整理を行った。

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

表4-6:事業者身元確認に関する手法例

デジタル手法	(参考)アナログ手法	AS ISユースケースの例
商業登記電子証明書(電子認証登記所発行の電子証明書)を利用した電子署名を用いた電子申請や取引に関する情報の確認	商業登記の登記事項証明書および(商業登記に係る)印鑑証明書+登録済印鑑による押印が付与された申請書(対面or書留等)	例)犯収法の対象事業者の特定業務(例:口座開設)における「法人の本人特定事項の確認」 <ul style="list-style-type: none"> 電子署名が行われた特定取引等に関する情報(口座開設申込書等)と商業登記電子証明書 登記・供託オンライン申請システム 例)不動産登記のオンライン申請、商業・法人登記のオンライン申請など 例)e-TAX 例)電子調達システム 例)特許のインターネット申請 例)電子自治体の各種申請・届け 例)電子証明書の発行電子申請
登記情報提供サービスの照会	商業・法人登記事項証明書(対面or書留等)	例)犯収法の対象事業者の特定業務(例:口座開設)における「法人の本人特定事項の確認」 例)以下、法人番号公表サイトやgBizINFO照会等と同じ(ただし、有償コストを許容する事業者の場合)
法人番号公表サイトやgBizINFOの照会等	商業・法人登記事項証明書(対面or書留等)	例)犯収法等の法令に基づかない一般事業者の取引与信業務等の一部として必要に応じて確認(法人の実在性確認)。ケースによっては(例:リスクの低い取引など)、TBDやTSRの企業情報調査などに基づくCDDを行わず、実在性確認のみで良しとする事業者によっての業務運用ケースも存在。

(次頁続く)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

(前頁続き)

デジタル手法	(参考)アナログ手法	AS ISユースケースの例
企業信用調査会社(例:TBDやTSR等)の企業情報照会サービス	企業信用調査会社(例:TBDやTSR等)の企業情報調査書	例) 犯収法等の法令に基づく特定業務であろうが、一般事業者の取引与信業務の一部であろうが、ある程度の取引リスクの存在するCDDにおける情報照会
公的個人認証他	取引の任に当たる代表者または担当者の自然人の本人特定事項の確認書類	例) 犯収法の対象事業者の特定業務(例:口座開設)における「取引の任にあたる自然人の本人確認」
電子委任状	取引の任に当たっている事の確認の為の委任状または本店や事業所などへの架電など	例) 犯収法の対象事業者の特定業務(例:口座開設)における「取引の任にあたっている事の確認(取引の任の委任に関する法人の意思の確認)」 例) 一般事業者における、非常に取引リスクの高い取引(例:不動産取引など)における取引の任に当たっている事の確認で求められるケース ※現状では事業者確認のための利用はほとんどないと考えられるが、今後利用拡大が期待される
電子証明書を利用した電子署名を用いた取引に関わる情報の確認	契約書面、請求書面など	例) 事業者に所属する特定の自然人(取引の任にあたる自然人)による署名・捺印などの契約書面締結
電子証明書を利用した電子署名の確認	印鑑証明書(対面or書留等)と印影の照合確認に類似	例) 一般事業者における、比較的取引リスクの高い取引における契約書面の法的な推定効を強化する上の確認で求められるケース
EDI等を介した取引に関わる情報	契約書面、請求書面など	例) EDI等を介した電子的記録を伴う電子取引を活用する一般事業者間の取引など

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

✓ 事業者の確認が必要となる際、以下のケースに大別される。

1. 本人確認対象事業者によって提示された証拠書類等に基づき行うケース
2. 本人確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース

➤ 表4-5で例示したデジタル手法について、上記のいずれのケースで用いられるか整理した。

表4-7:デジタル本人確認に関する手法(例示)の大別

1. 本人確認対象事業者によって提示された証拠に基づき行うケース	2. 本人確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース
<ul style="list-style-type: none"> • 商業登記電子証明書(電子認証登記所発行の電子証明書)を利用した電子署名を用いた電子申請や取引に関する情報の確認 • 電子委任状 • 公的個人認証 • 電子証明書を利用した電子署名を用いた取引に関する情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 登記情報提供サービス • 法人番号公表サイトやgBizINFO等のレジストリに対する情報照会 • 企業信用調査会社に対する情報照会

➤ 次頁の表4-7において、例示したデジタル手法について、事業者確認の「どの要素」をカバーしうるかについて整理を行った。

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

表4-8:事業者の本人確認手法の例と確認要素の関係

注:表の見方や内容に関する説明を補記する。

※は、当該確認手法自体で確認が可能というわけではないが、証明発行に至るプロセスを踏まえると、間接的に一定レベルの信頼性があると見なす事も可能と考えうる確認要素である。

I. 本人確認対象事業者によって提示された証拠に基づき行うケース

分類	要素	商業登記電子証明書を利用した電子署名を用いた電子申請や取引に関する情報の確認	電子証明書を利用した電子署名を用いた電子申請や取引契約	電子委任状	公的個人認証
I. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)	I.1. 法人格に対する確認 または公的情報等に基づく実在性確認	法的実在性確認または公的情報等に基づく実在性確認	可	※	
		物理的実在性確認			
		法人等に属する内部組織の実在性確認			
	I.2. 事業者に関連する自然人に対する確認	所属確認(代表者等、従業員、代理人等)	※	※	可
		取引の任に当たっている事の確認 (権限確認)	※	※	可
		(代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関連する自然人の「個人」としての本人確認		※	可

(次頁続く)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

(前頁続き)

1. 本人確認対象事業者によって提示された証拠に基づき行うケース

分類	要素	商業登記電子証明書を利用した電子署名を用いた電子申請や取引に 関わる情報の確認	電子証明書を利用した電子署名を用いた電子申請や取引契約	電子委任状	公的個人認証
2. 意思の確認(Intention)	法人格の当該行為自体に関わる意 思の確認(内容確認をしている事の 確認含む)	可	可		
3. 顧客管理(Customer Due Diligence)	事業の内容の確認 事業活動の実態有無の確認(当該 事業者や組織の運営状態を確認) 実質的支配者(BO)の確認 反社確認 資産及び収入の状況の確認 信用情報確認				

(次頁続く)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

(前頁続き)

2. 本人確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース

分類	要素	登記情報提供サービス(犯罪収益移転防止法における本人特定事項の確認)	法人番号公表サイトやgBizINFO等のレジストリに対する情報照会	企業信用調査会社に対する情報照会
I. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)	I.1. 法人格に対する確認または公的情報等に基づく実在性確認	法的実在性確認または公的情報等に基づく実在性確認	可	可
		物理的実在性確認		可
		法人等に属する内部組織の実在性確認		※
	I.2. 事業者に関連する自然人に対する確認	所属確認(代表者等、従業員、代理人等)		
		取引の任に当たっている事の確認(権限確認)		
		(代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関連する自然人の「個人」としての本人確認		

(次頁続く)

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.1 現状の手法の整理(説明)

(前頁続き)

2. 本人確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース

分類	要素	登記情報提供サービス(犯罪収益移転防止法における本人特定事項の確認)	法人番号公表サイトやgBizINFO等のレジストリに対する情報照会	企業信用調査会社に対する情報照会
2. 意思の確認(Intention)	法人格の当該行為自体に関する意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)			
3. 顧客管理(Customer Due Diligence)	事業の内容の確認 事業活動の実態有無の確認(当該事業者や組織の運営状態を確認) 実質的支配者(BO)の確認 反社確認 資産及び収入の状況の確認 信用情報確認			可

4. 事業者身元確認に関する要素や属性

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析

4.4.2 課題の現状分析

✓ 現状、身元確認を含む事業者確認事項の要素を、“一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい※!

- ・ 現状のデジタル手法は、各々の目的に対応するものであり、確認可能な要素の範囲は限定的である。
- ・ 複数の手法を使い分けする必要がある場合がある事や、確認要素の一部については、現状では確認が困難である事がある。

※! 「4.4.1 現状の手法の整理」にて、デジタル手法に相対するアナログ手法を整理したとおり、アナログ手法においても同様に、身元確認を含む事業者確認事項の要素を、“一元的に円滑に確認できる確認手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい。現状のアナログ手法そのものに課題が内在していることから、事業者確認のデジタル化が進展することにより、これらの課題が段階的に解消されていくことを期待するものである。

「5. 事業者情報のレジストリに関する考察」の構成

- 本章では、民間や行政などで一般的に参照されることが多い事業者情報のレジストリの現状と課題について、深掘り検討をする。

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

- 5.1 事業者情報のレジストリの例
- 5.2 事業者情報のレジストリに関する課題の背景
- 5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.1 事業者情報のレジストリの例

- 公的なレジストリの例として、登記情報（商業登記や法人登記の登記情報）、法人番号公表サイトや、法人番号に基づく基本3情報にオープンデータを合わせたgBizINFO等がある。なお、デジタル庁において、法人ベース・レジストリの検討整備が計画されており、将来、利用可能になると想定される。
- 一般事業者間における事業者情報確認においては、民間の企業信用調査会社（帝国データバンクや東京商エリサーチ等）の企業調査書（および企業情報データベース）をレジストリとして活用するケースが多い。
取引与信目的が多い事も背景に、実在性確認以外の顧客管理（Customer Due Diligence）に関わる事業者情報が必要となる事も多い事が背景となる。

<補足説明>

公的登録機関（商業・法人登記等）の情報は「情報鮮度の信頼性が低い事」および「事業活動実態有無を必ずしもあらわすものではない事」から、実態的に多くの事業者において、企業信用調査会社を外部情報とした取引与信に関わる社内業務ルールが存在する。

ただし、取引リスクが相対的に小さい取引に際しては、企業信用調査会社の情報ではなく、公的登録機関の情報他だけを基とした取引判断とするケースも事業者によって存在する。

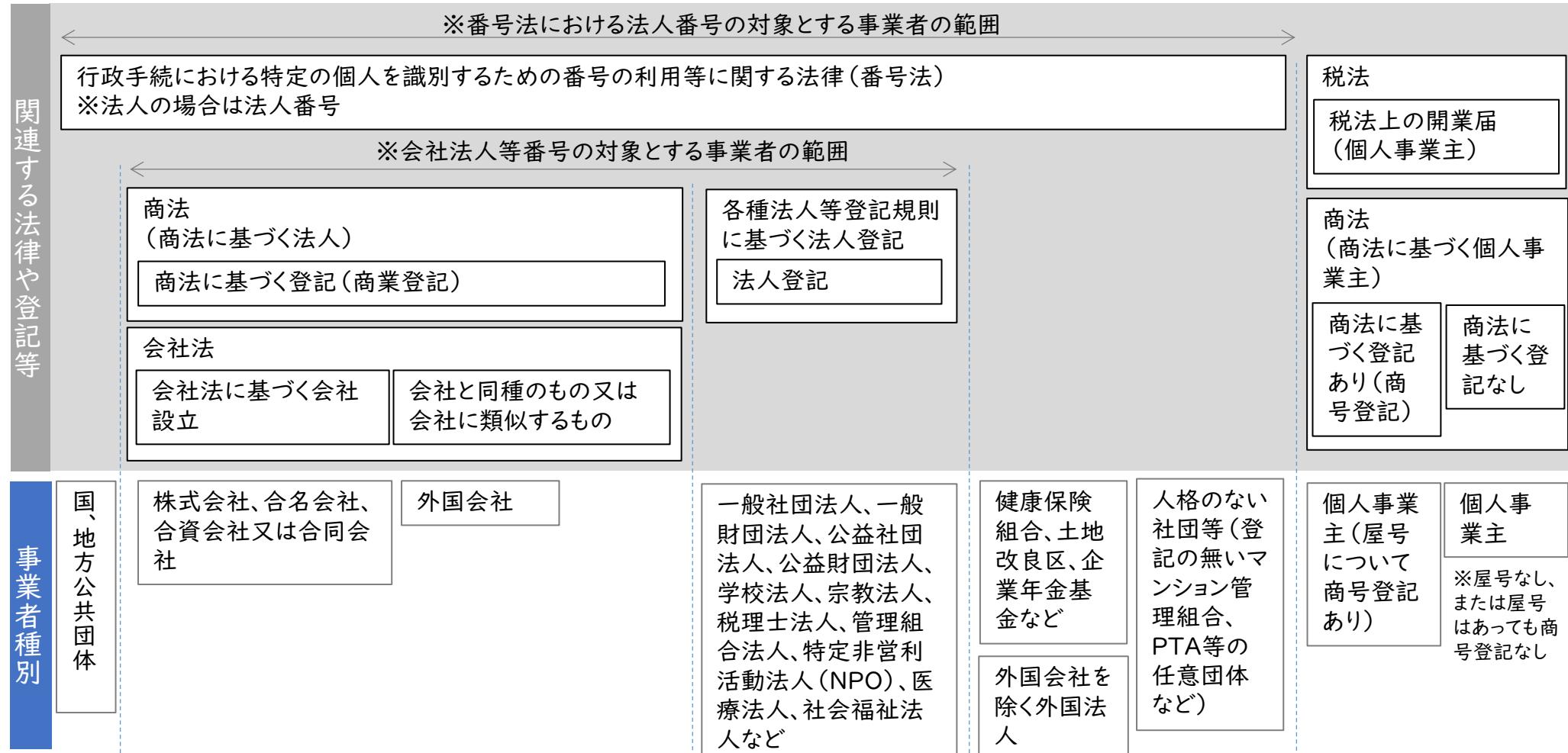
なお、取引リスクの関連要素としては、取引額、取引商材特性（転売容易性等）、取引先財務上信用力（支払リスクや納品リスクに関係）、サプライヤーの場合は仕様を満たす商材の総合的な納品力（商材、納品やメンテナンス可能地域）などが関係する。

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.2 事業者情報のレジストリに関する課題の背景

- 公的なレジストリに関しては、関連する法律等の目的が異なる事を背景に、対象範囲の事業者の相違や保有情報の相違が大きく、情報鮮度に係る課題も存在する。

【再掲】図2-1:検討対象とする事業者の範囲



5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.2 事業者情報のレジストリに関する課題の背景

- 企業信用調査会社の保有する情報項目とカバー率および情報鮮度は相応に高いとはいえ、網羅性があるわけではない。
特に、個人事業主含む小規模事業者については、全体的に情報不足といえる。

<補足説明>

企業信用調査会社のレジストリにも情報が存在しない（または調査情報が古すぎる）中小事業者は一定比率で存在する。その場合、調査依頼者側から企業信用調査会社に対し個別調査を依頼する事になるが、期間（1か月程度は必要とするケースが多い）が必要となり、また調査書取得費用は相対的に高くなる。なお、個別調査に際して、充分な情報が取得できないケースも存在しうる。例えば、ヒアリングを当該中小事業者から断られるケースや、周辺調査からも充分な情報が得られないケースなどとなる。

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

表5-1:事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

確認事項	課題	課題の背景	
1. 本人確認	<ul style="list-style-type: none"> • 法的実在性確認※1 	<p>✓ 様々な形態の事業者に対する、法的実在性確認に関わる基本情報の取得コストが高い <補足> 法人の身元確認に最低限必要な基本情報である「法人名」「所在地」「事業内容」を、全ての取引先に対しては、一元的に情報取得ができない。 (商業・法人登記をした法人、設立登記のない法人や人格のない社団、国の機関や地方公共団体、個人事業主)</p> <p>✓ 最新状態の情報の取得コストが高い <補足> 法人の移転や廃業などの、異動情報の確認に手間暇が必要なケースが存在する。 例: 廃業や移転などについて「履歴事項全部証明書」で変更履歴を確認するが、一定期間が経過すると変更履歴が表示されなくなる。 例: 上記の一定期間が過ぎた情報については「閉鎖事項証明書」で変更履歴を確認するが、都道府県をまたいで移転していると変更履歴が確認できない。(廃業なのか、移転なのか調査に手間暇が必要)</p>	<p>➤ 個人事業主を含む様々な形態の事業者に対して、「法人名」「所在地」「事業内容」を、一元的に照会できる公的機関の環境が存在しない。 事業者の法的実在性の網羅的かつ一元的な確認が困難である背景として、「2.1 検討対象とする事業者の範囲」にて記載通り、関連する法律等の目的が異なることが挙げられる。</p> <p>➤ 情報の最新状態を維持する仕組みがない(法人名、所在地等) 例えば、商業登記において、会社法の適用対象の法人に関しては、登記の事由の発生時(①設立時②登記事項の変更発生時③登記事項の抹消時④登記事項の消滅時)に、一定期間内における登記が法令上は罰則規定も存在し必要とされており、法令上は罰則規定も存在する。 ただし、実態的には登記後、登記事項の変更事由に該当する事項が発生(例:所在地移転、役員変更)にも関わらず変更登記されないケースも散見される。 なお、株式会社に関しては、最後の登記から12年更新されていない場合、一般社団法人や一般財団法人(公益社団法人や公益財団法人を含む)は5年更新されていない場合は、みなし解散の対象となりうる為、登記の「事由の発生時に随時」の法令遵守の強制力は一定程度は働くものと推察するが、情報鮮度を担保するものではないと推察される。</p>

(次頁続く)

※1: 法令に従った登記情報等に当該事業者や組織が存在することを確認

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

(前頁続き)

確認事項	課題	課題の背景
1. 本人確認	<ul style="list-style-type: none"> • 物理的実在性確認※2 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請情報と、登記情報等の住所情報との確認等をする場合、物理的実在性確認の基本確認レベルは出来ていると見なせるが、基本確認レベルすら困難なケースも多数存在。 ✓ 担当者・連絡先情報に記載の所在が、登記事項に記載の無い事業所等の場合、当該所在の実在性確認は困難。 ✓ 書類送付やり取りや、対面審査・検査等のやり取りが業務プロセス上存在する事業等では、実態的に業務プロセス過程で自然と確認。
	<ul style="list-style-type: none"> • 法人等に属する内部属性の実在性確認※3 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助金・助成金・給付金事業においては、多くは法人代表者名義による申請となる為、登記事項等との整合性確認等をする場合、基本確認レベルは出来ていると見なせる。 ✓ 一方で担当者・連絡先情報に記載の担当者に関わる内部属性の実在性確認については、書類送付やり取りや、対面審査・検査等のやり取りが業務プロセス上存在する事業等では、実態的に業務プロセス過程で自然と確認。

※2:当該事業者や組織の所在を確認

※3:部門や事業所等を確認

(次頁続く)

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

(前頁続き)

確認事項	課題	課題の背景
<ul style="list-style-type: none"> 所属確認(代表者、従業員、代理人等) 	<p>✓ 基本的に同上(法人代表者名義による申請観点と、一方で担当者との実態的なやり取り観点)。</p> <p>所属確認は、法人等に属する内部属性の実在性確認とあわせ、事業者本人確認における当人性確認にも関係する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本的に同上 ➤ 電子証明書による電子署名付きの申請書等の場合も、代表者以外の場合は困難であるが、当人性確認と間接的な意思確認として信頼できる為、申請書記載の担当者情報についても、ある程度信頼性が高いと見なせる。ただし、普及に関して課題あり。
	<p>✓ 基本的に同上(法人代表者名義による申請観点と、一方で担当者との実態的なやり取り観点)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本的に同上 ➤ 電子証明書による電子署名付きの申請書類等による代表者等の当人性確認や間接的な意思確認や、電子委任状等の活用も可能だが普及に関して課題あり。
2. 事業内容や事業活動の実態有無の確認	<p>✓ 事業内容情報について、全ての事業者を網羅的に確認できる公的な情報は存在しない。</p> <p>✓ また、事業活動実態が登記事項と異なるケースも存在するが、確認が困難。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商業・法人登記された法人については、登記事項として事業内容が存在するが、例えば法人番号はあるが登記が存在しない事業者の場合、法人番号公表サイトの基本3情報には事業内容は含まれない。 ➤ 民間事業者間の取引行為等においては、民間の企業信用調査会社の企業調査書等を業務利用するケースが多く見受けられるが、行政手続きにおいては、企業信用調査会社の情報活用は一般的ではない。(取引与信観点の信用力調査確認目的ではない事及び照会費用等の経済合理性の観点からと想定)

(次頁続く)

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

(前頁続き)

確認事項	課題	課題の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動の実態有無の確認（当該事業者や組織の運営状態を確認） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業活動の実態有無について、明確に確認できる公的な情報は存在しない。 ✓ 対面審査・検査等のやり取りが業務プロセス上存在する事業等では、実態的に業務プロセス過程で自然と確認される事もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商業・法人登記や、法人番号公表サイト等は、事業活動の実態有無をとらえられるものではない。 ➤ 本質的に、第三者が法人内部情報について、「完全な確認」をする事は困難。 ➤ 将来、法人ベース・レジストリ等のオープン情報の収集と公開等により、事業活動の実態有無の参考情報が公的情報で拡大すると期待されるが、網羅的かつ信頼性の高い情報と位置づけるには困難であり、参考情報の一つという位置づけと考える。 ➤ 民間事業者間の取引行為等においては、民間の企業信用調査会社の企業調査書等を業務利用するケースが多く見受けられるが、行政手続きにおいては、企業信用調査会社の情報活用は一般的ではない。（取引与信観点の信用力調査確認目的ではない事及び照会費用等の経済合理性の観点からと想定）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 反社確認（実質的支配者の確認含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多くの事業において共通する確認事項であるが、宣誓書等で自己申告の確認に留まるケースも多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 反社情報を網羅的および外部利用開放した公的情報が存在しない。 ➤ 民間事業者サービスも存在するが、網羅性の担保及び照会費用の経済合理性の観点で課題あり。

5. 事業者情報のレジストリに関する考察

5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析

- 現状、“官民の事業者情報のレジストリ”において、「事業者のカバー範囲」「事業者確認事項の要素」「情報鮮度」の3つの観点で、確認可能な範囲のばらつきが大きく、情報取得の負担が大きい。

✓ 課題1：様々な形態の事業者に対する、実在性確認に関わる基本情報の取得負担が大きい

- ・個人事業主を含む様々な形態の事業者に対して、「法人名」「所在地」「事業内容」を、一元的に照会できる公的機関の環境が存在しない。（個人事業主は登記情報で、事業者としての実在性を確認できない）
- ・個人事業主の実在性確認は個人に対してであり、事業性に係る実在性については確認が難しく、別途、確定申告書や納税証明等の公的情報等に基づく事業性に係る実在性確認を行うケースや、現地調査等を行うケースも存在する。

✓ 課題2：事業者に関する自然人や組織や事業所などの実在性確認、法人との関係性の確認、事業内容や事業活動の実態有無の確認に関わる情報の取得負担が大きい

- ・事業者内部に属する情報の確認が難しい（代表者・代理権限者や、事業所や社内組織、事業活動の実態有無など）
- ・法人に関する自然人や、組織や事業所レベルの当人認証において事業者情報のレジストリが明確でない

✓ 課題3：最新状態の情報の取得負担が大きい

- ・本人確認に関わる情報の最新状態を維持する仕組みがない（法人名、所在地、業務内容、代表者・代理権限者や、事業所や社内組織など）

「6. 事業者本人確認における当人認証」の構成

- 本章では、デジタルサービス等を事業者が利用する際の当人認証と認可に焦点を当て、「事業者向けデジタルサービスにおける当人認証とID連携、認可」の現状を整理し、課題を考察する。

6. 事業者本人確認における当人認証

- 6.1 事業者本人確認における当人認証の検討スコープ
- 6.2 事業者向けのデジタルサービス等の例示
- 6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状
- 6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状
- 6.5 事業者の当人認証の課題

6. 事業者本人確認における当人認証

6.1 事業者本人確認における当人認証の検討スコープ

- 本書においては、事業者向けのデジタルサービス等の利用時の「事業者に関する自然人」に対する「当人認証」および付帯的に「認可」を分析対象とする。

事業者は法律上の権利義務の主体ではあるが現実世界の実体がない為、代表者や権限を与えられた担当者といった「事業者に関する自然人」が、実際にはオンラインのサービスを利用することとなる。

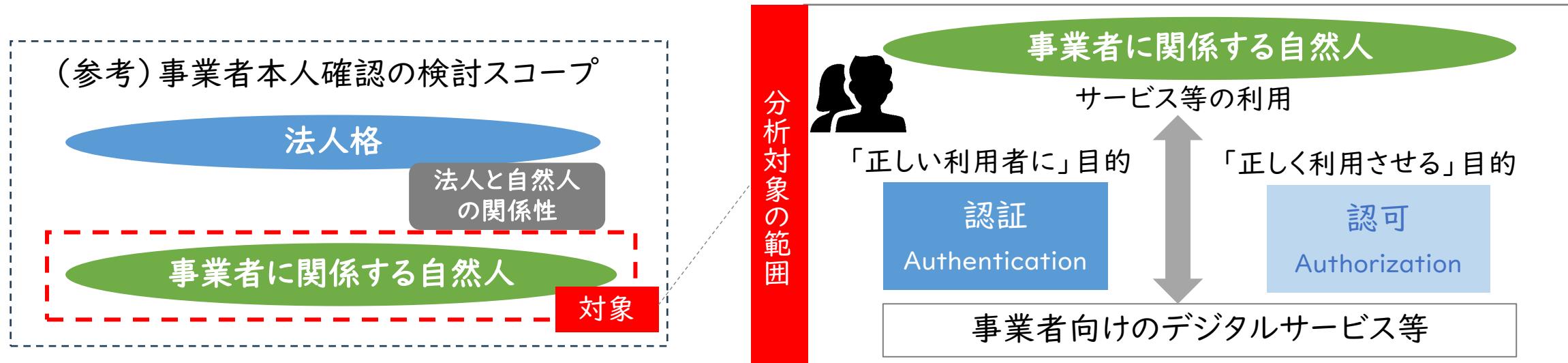


図6-1:事業者取引における当人認証の検討スコープ

6. 事業者本人確認における当人認証

6.2 事業者向けのデジタルサービス等の例示

➤ 実際の事業者向けのデジタルサービス等には、以下のような例がある。

- ・ 金融機関が提供する、契約先の当該事業者や組織向けのインターネットバンキングやファームバンキング等の契約と利用
- ・ 請求書電子化サービス事業者や中小企業向けEDIサービス事業者が提供する、当該事業者や組織向けのクラウドサービス等の契約と利用
- ・ 名刺管理サービス事業者や企業向け福利厚生サービス事業者が提供する、事業者に所属する個人向けのクラウドサービス等の契約と利用
- ・ 業界団体等が中心となって運営するデータスペース（例：業界の規制対応に関するトレーサビリティ情報）への参加と利用
- ・ 補助金事業等を利用した研究プロジェクトの際、府省共通研究開発管理システム（e-RAD）へ、民間事業者に所属する民間研究員として登録の上で、各種手続き等を申請処理

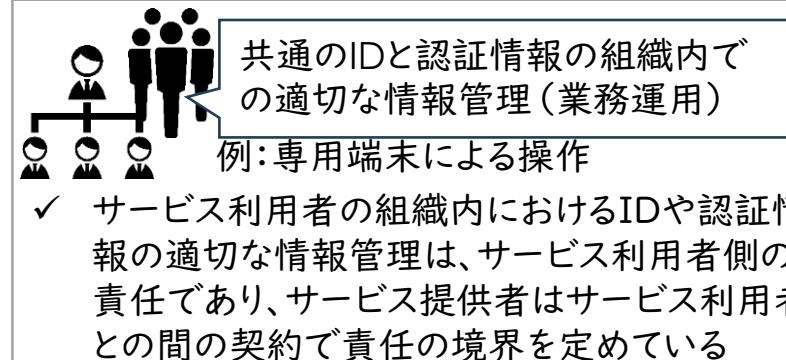
6. 事業者本人確認における当人認証

6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状

➤ 実際の当人認証においては、以下のような当人認証の単位の相違がある。

事業者単位で共通のIDによる認証情報の確認

サービス利用者（事業者）



事業者に関する自然人
操作者

認証および付帯する認可処理

サービス等の利用

サービス提供者（事業者等）

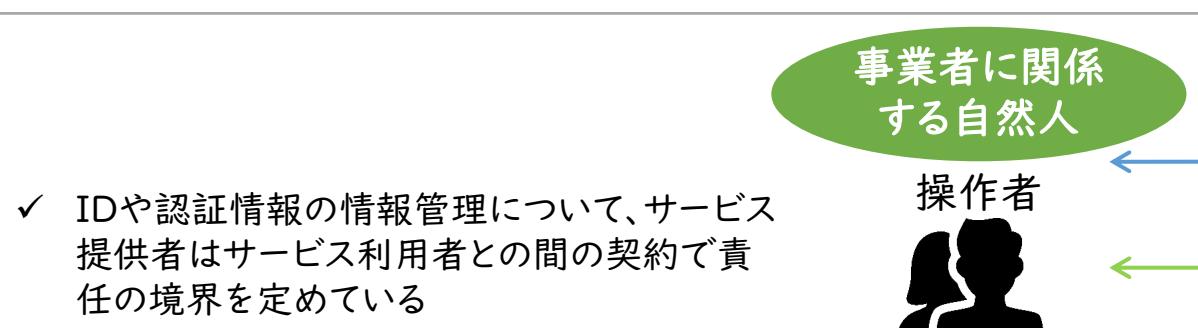
事業者向けのデジタルサービス等

ID基盤等

事業者単位でのアカウント管理・権限管理

操作者個人単位のIDによる認証情報の確認

サービス利用者（事業者）



事業者に関する自然人
操作者

認証および付帯する認可処理

サービス等の利用

サービス提供者（事業者等）

事業者向けのデジタルサービス等

ID基盤等

操作者個人単位でのアカウント管理・権限管理

図6-2:事業者向けの当人認証の単位の相違

6. 事業者本人確認における当人認証

6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状

➤ 当人認証に付帯し、アカウント管理の業務運用がおこなわれている。

なお、以下はあくまで例示であり、後頁の通り、オンボーディングやオンゴーイングにおける、実際のアカウント管理のサービス提供者側とサービス利用者側の役割分担や、業務運用のレベル感や範囲は様々である。

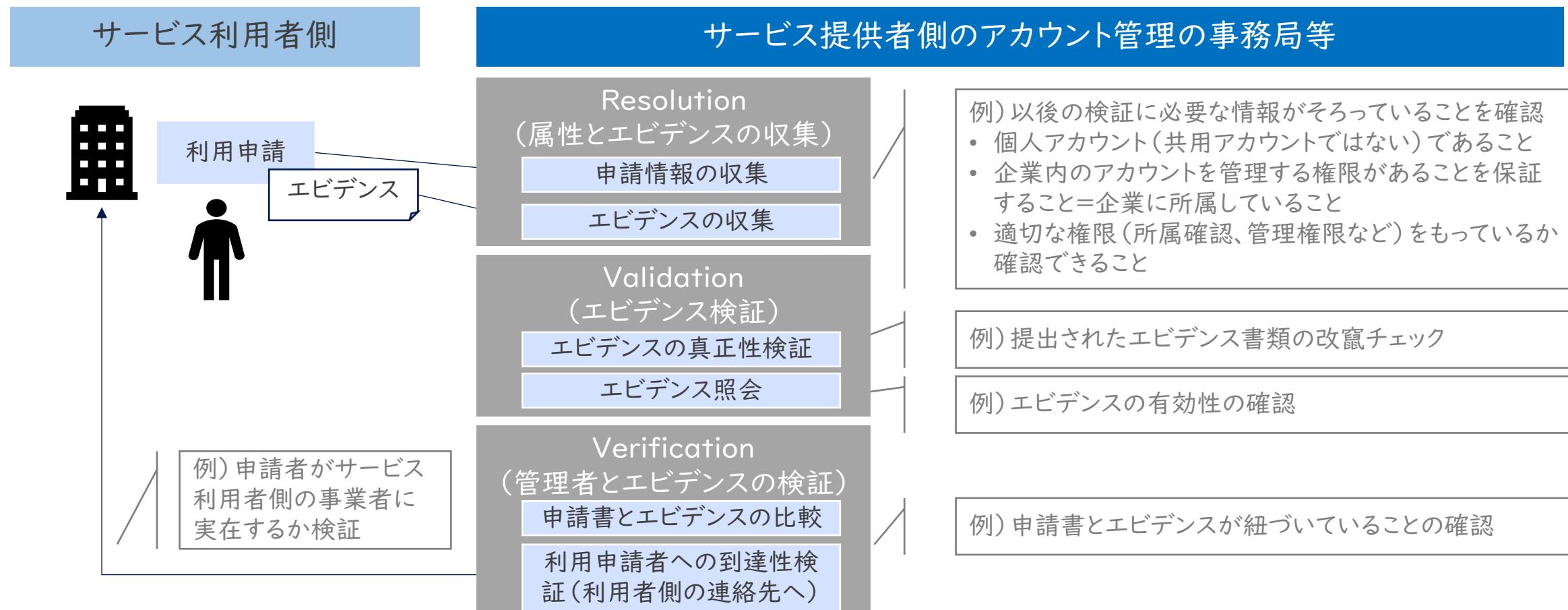


図6-3:事業者向けの当人認証に付帯するアカウント管理の業務運用(イメージ)

6. 事業者本人確認における当人認証

6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状

- 当人認証および認可に関するアカウント管理の業務運用の在り方としては、以下のようなケースがある。

表6-1:アカウント管理の業務運用の在り方の相違

当人認証の単位 の相違	アカウント管理の業務運用の在り方の相違(例示)	
A. 事業者単位で共通のIDによる認証情報の確認	A	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス提供者側のアカウント管理者により、事業者単位のアカウント管理を行うケース
B. 操作者個人単位のIDによる認証情報の確認	B-1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス提供者側のアカウント管理者により、サービス利用者側の管理権限者のアカウント管理のみを行う。 ✓ その上で、サービス等を利用する事業者側の管理権限者により、サービス提供者側のアカウント管理機能を利用し、当該事業者の操作者個人単位のアカウント管理が行われるケース (=操作者単位のアカウント管理の業務運用は、サービス利用者側の管理権限者に権限移譲) 例) 請求書電子化サービス事業者や中小企業向けEDIサービス事業者の提供サービス
	B-2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ (契約等は事業者や組織単位であるが) サービス提供者側のアカウント管理者または機能により、サービス利用者側の操作者個人単位のアカウント管理も行うケース 例) 名刺管理サービス事業者や企業向け福利厚生サービス事業者の提供サービス
	B-3	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 操作者個人単位で利用申請(または契約)が必要であり、サービス提供者側のアカウント管理者により、操作者個人単位のアカウント管理を行うケース 例) 府省共通研究開発管理システム(e-RAD)への民間事業者に所属する民間研究員として登録と利用

6. 事業者本人確認における当人認証

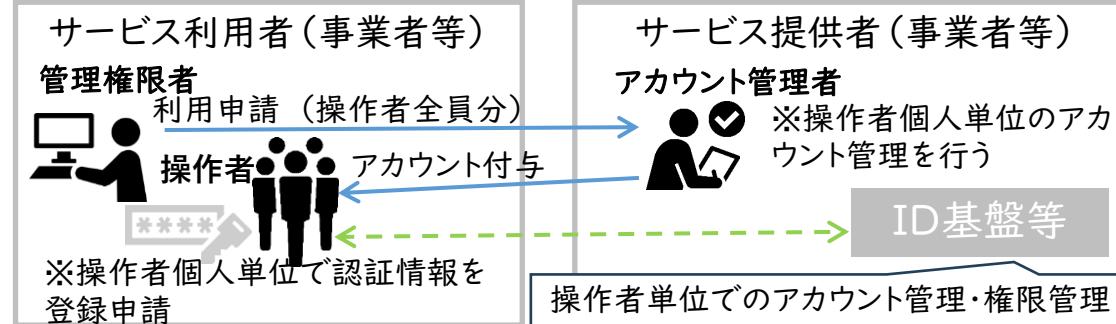
6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状

アカウント管理の業務運用の在り方の相違(例示)

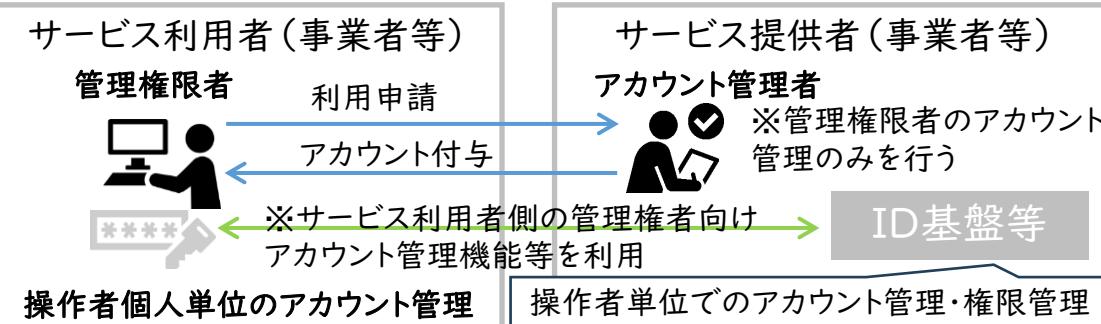
<A>



<B-2>



<B-1>



<B-3>

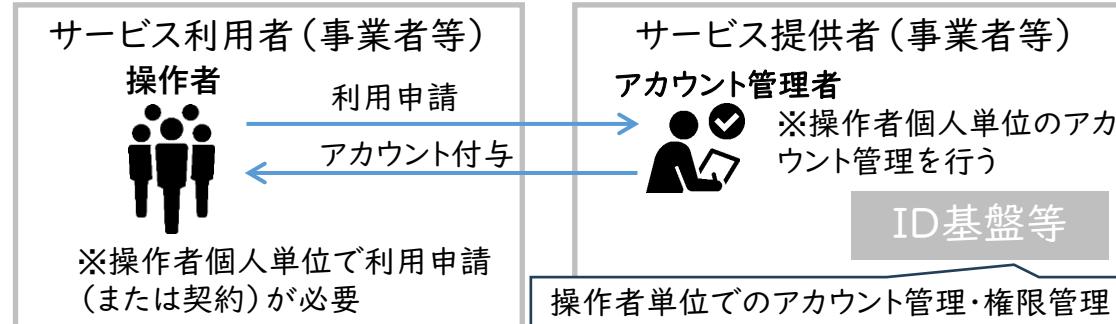


図6-4:アカウント管理の業務運用の在り方の相違(イメージ)

6. 事業者本人確認における当人認証

6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状

- 安全で適切な事業者向けデジタルサービス等を実現するためには、ユーザーやアプリケーションが対象となるリソースや機能を「正しく利用できるようにする」という観点から、認可(Authorization)が重要な要素となる。以下に認可の目的について例示する。

表6-2:事業者向けのデジタルサービス等における認可の目的の例示

例示	認可の目的(例示)
金融機関が提供する、契約先の当該事業者や組織向けのインターネットバンキングやファームバンキング等の契約と利用	✓ 契約範囲のサービス機能の提供
請求書電子化サービス事業者や中小企業向けEDIサービス事業者が提供する、当該事業者や組織向けのクラウドサービス等の契約と利用	✓ 契約範囲のサービス機能の提供 ✓ 当該契約先事業者、組織や担当者が関わるデータ範囲に限定する等の適切なアクセス制御
名刺管理サービス事業者や企業向け福利厚生サービス事業者が提供する、事業者に所属する個人向けのクラウドサービス等の契約と利用	✓ 担当者や組織単位での適切なアクセス制御
業界団体等が中心となって運営するデータスペース(例:業界の規制対応に関わるトレーサビリティ情報)への参加	✓ データ連携や照会可能なデータ範囲に関わるアクセス制御
補助金事業等の研究プロジェクトの各種申請や管理の為に、府省共通研究開発管理システム(e-RAD)への民間事業者に所属する民間研究員として登録と利用	✓ 関係するプロジェクト情報の制御

※なお、前述の「事業者単位で共通のIDと、単要素認証による認証情報の確認」が行われているサービス等は、事業者単位でのアクセス制御で、認可の目的が十分に達せられるケースと考えられる。

6. 事業者本人確認における当人認証

6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状

- 事業者の当人認証の単位や認証方式の強度、アカウント管理の業務運用の在り方の相違の背景には、認可に関わるアクセス制御で必要となる制御単位の相違や、当該サービス等のリスクと責任の範囲の相違が関係すると考えられる。

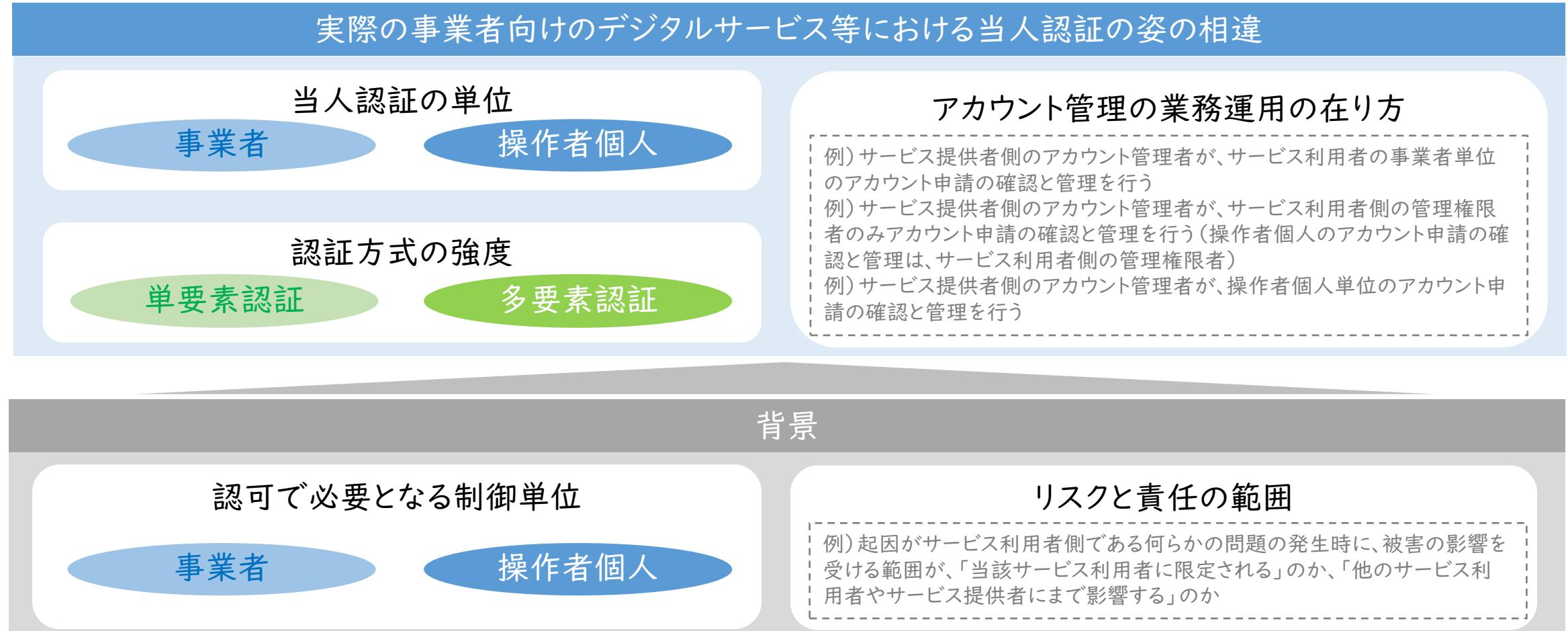


図6-5:事業者向けの当人認証の姿の相違と背景

6. 事業者本人確認における当人認証

6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状

- 前項までの現状分析は、サービス提供者側のサービス基盤とID基盤が「1対1」となっている形態を取り上げて言及したが、事業者向けのデジタルサービス等では、ID連携（フェデレーション）の形態も存在する。
- 事業者本人確認における代表例としては、デジタル庁が所管する法人・個人事業主向け共通認証システム（GビズID）と、GビズIDと連携する様々な行政サービスがある。
なお、GビズIDのアカウント登録数は2025年10月末時点で140万を超えており、2025年度にGビズIDの民間サービスでの活用事例等の募集及び実証的接続実験が実施されている。今後、民間事業者におけるデジタルサービス等においても、GビズIDの動向を意識する事は有益と想定する。

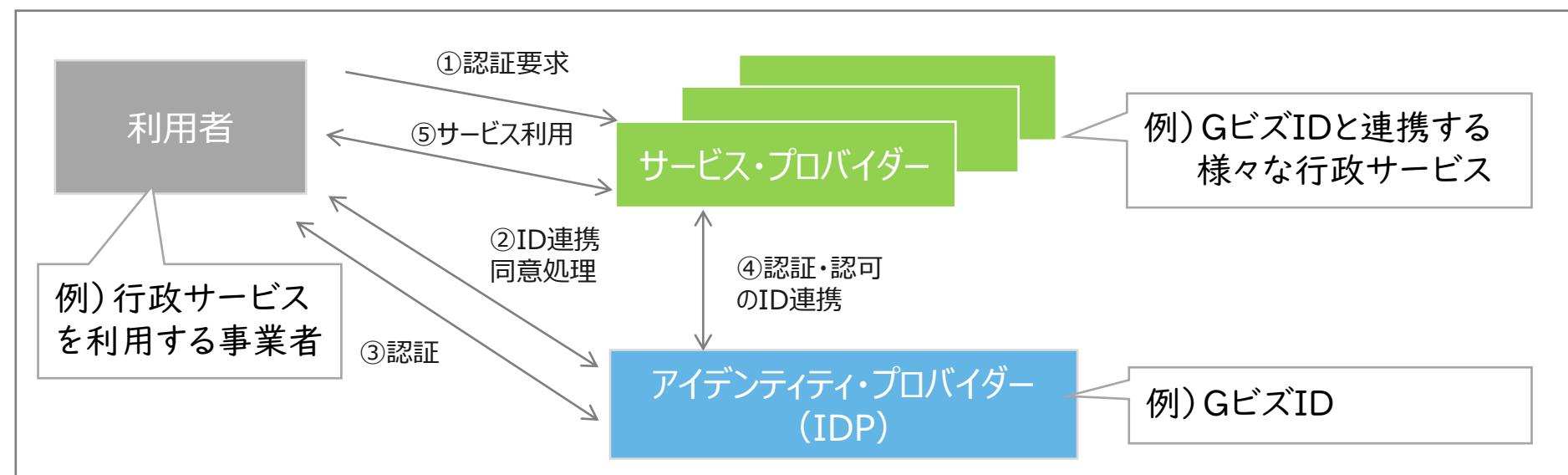


図6-6:ID連携(フェデレーション) 簡略イメージ

6. 事業者本人確認における当人認証

6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状

- GビズIDの当人認証の単位は、「操作者個人単位のID」であり、アカウント管理の業務運用は、6.3章にて記載の、「表6-1:アカウント管理の業務運用の在り方の相違」のB-1に該当すると考える。

<再掲>表6-1:アカウント管理の業務運用の在り方の相違(イメージ)

当人認証の単位 の相違	アカウント管理の業務運用の在り方の相違(例示)	
A. 事業者単位で共通のIDによる認証情報の確認	A	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス提供者側のアカウント管理者により、事業者単位のアカウント管理を行うケース
B. 操作者個人単位のIDによる認証情報の確認	B-1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス提供者側のアカウント管理者により、サービス利用者側の管理権限者のアカウント管理のみを行う。 ✓ その上で、サービス等を利用する事業者側の管理権限者により、サービス提供者側のアカウント管理機能を利用し、当該事業者の操作者個人単位のアカウント管理が行われるケース (※操作者単位のアカウント管理の業務運用は、サービス利用者側の管理権限者に権限移譲) 例)請求書電子化サービス事業者や中小企業向けEDIサービス事業者の提供サービス
	B-2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ (契約等は事業者や組織単位であるが) サービス提供者側のアカウント管理者または機能により、サービス利用者側の操作者個人単位のアカウント管理も行うケース 例)名刺管理サービス事業者や企業向け福利厚生サービス事業者の提供サービス
	B-3	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 操作者個人単位で利用申請(または契約)が必要であり、サービス提供者側のアカウント管理者により、操作者個人単位のアカウント管理を行うケース 例)府省共通研究開発管理システム(e-RAD)への民間事業者に所属する民間研究員として登録と利用

6. 事業者本人確認における当人認証

6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状

6.4.1 デジタル庁が所管する法人・個人事業主向け共通認証システム(GビズID)

- 次頁以降で、現状のGビズIDのアカウント種別、アカウント管理の業務運用、認証強度について、参考情報として整理する。

なお、表6-3および表6-4およびリード文については、下記のGビズIDのウェブサイトおよび掲載資料を参照情報の出典とし、本書における参考情報として、当検討会にて独自に加工・作成したものである点にご留意いただきたい。

出典) デジタル庁ウェブサイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)、利用規約 (<https://gbiz-id.go.jp/top/rules/rules.html>)、ご利用ガイド(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>) (2025年12月8日に利用)
を参照情報として、加工して作成

6. 事業者本人確認における当人認証

6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状

6.4.1 デジタル庁が所管する法人・個人事業主向け共通認証システム(GビズID)

➤ <参考>GビズIDには、「プライム」「メンバー」「エントリー」の3つのアカウント種別が存在する。

なお、GビズIDプライムから、更に「アドミン権限」を付与されたメンバーは、プライムに代わりメンバーの作成・管理を行える。

また、「委任登録」により、第三者(例:士業等)への委任・代理権限の付与が可能となっている。

表6-3:GビズIDのアカウント種別の整理

	プライム	メンバー(一般)(アドミン権限)	エントリー	委任登録
対象者	代表者、個人事業主	従業員	代表者、個人事業主 (※原則)	GビズID対応の行政サービスへの申請の委任を受けた当該事業者以外の第三者(例:士業等) ※受任者側にプライムアカウントが必須
プライムアカウントとの関係性	一	プライムアカウント(代表者)からの事業者内部での委任・代理関係 ※一般:申請手続等の任にあたる担当者 ※アドミン権限:更に、メンバーの作成・管理の委任を受けた担当者	本人確認がされていない状態のプライムアカウントに近い意味合い(エントリーからプライムに変更可能)	委任・代理関係 ※原則として、委任の内容について契約の締結その他適切な方法により合意を形成済
GビズIDの運営者による本人確認の有無	有	※一般:無 ※アドミン権限:有(マイナンバーカードを利用したオンラインでの本人確認)	無	有(受任者側にプライムアカウントが必須であり、受任者側のプライムアカウント登録申請時に実施済)
サービス制限の有無 ※認可制御	無	有 ※アカウント登録時に利用可能サービスとして登録された範囲	有 ※プライムが必要なサービスは不可	有 ※委任登録または委任申請書で指定した対象のサービス ※なお、GビズIDの委任登録を認めていない対象サービスも一部存在する
アカウント管理主体	GビズIDの運営者	当該事業者のプライムアカウント	GビズIDの運営者	GビズIDの運営者

6. 事業者本人確認における当人認証

6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状

6.4.1 デジタル庁が所管する法人・個人事業主向け共通認証システム(GビズID)

➤ <参考>GビズIDのアカウント登録申請時の、認証・認可に係る“身元確認”や、認可に係る“権限(資格)の確認”的方法について整理する。

表6-4:GビズIDのアカウント登録申請時の確認方法

アカウント登録申請時				
	プライム	メンバー(一般)(アドミン権限)	エントリー	委任登録
認証・認可に係る“本人確認(身元確認)”の方法	<p><郵送申請> 印鑑証明書※と申請書の郵送を受け、印鑑証明書から確認された代表者情報と申請書の記載内容の照合および印鑑証明書の陰影と申請書に押印された陰影の一致確認により“当該事業者の代表者”による申請である事を確認 ※法務局で“印鑑登録証(カード)”の提示による本人確認の上で取得(または代替の非対面手段)</p> <p><オンライン申請> スマートフォンのGビズIDアプリで代表者や個人事業主のマイナンバーカードを読み取り、申請内容に電子署名をされた情報を受け、マイナンバーカードの情報と登記情報に記載された法人を代表するものとの一致を照合(個人事業主の場合はマイナンバーカード情報と申請内容の照合のみ)</p>	<p>※一般:GビズIDの運用者による確認は無し(当該事業者=プライムの責任の範囲内で業務運用の為、信頼性は、当該事業者の内部組織のガバナンスに依存)</p> <p>※アドミン権限:GビズIDプライムによるGビズID機能によるアドミン権限の付与依頼後、当該対象メンバーが、GビズID機能およびGビズIDアプリを利用し、オンラインでのマイナンバーカード認証による本人確認後、権限付与が完了</p>	※自己申告(GビズIDの運用者による確認は無し)	※受任者側はプライムアカウントが必須であり、GビズIDの運営者による確認を受けている
認証に係る身元識別情報の確認と登録	<p>身元識別情報として用いられる属性情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別子(Identifiers):メールアドレス ・知識情報:パスワード ・所持情報:スマートフォンのGビズIDアプリ、ワンタイムパスワード認証のSMS連携の為の電話番号情報 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・識別子(Identifiers):メールアドレス ・知識情報:パスワード 	同左(プライム、メンバー)

(次頁続く)

6. 事業者本人確認における当人認証

6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状

6.4.1 デジタル庁が所管する法人・個人事業主向け共通認証システム(GビズID)

(前頁続き)

アカウント登録申請時				
	プライム	メンバー	エントリー	委任登録
認可に係る“権限(資格)の確認”的方法 ※委任・代理関係の確認の方法	プライムアカウントの本人確認(身元確認)をもって、権限付与	<p>以下の2点をもって確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プライムアカウントにより、マイページからメンバーアカウント登録申請がされた事(メンバーアカウント登録情報として、メンバーアカウントのメールアドレスや従業員属性情報、委任の範囲の特定として、利用可能サービスを登録) 2. メンバーアカウントのメールアドレスからメンバーアカウントの登録を承認された事 	エントリーアカウントの身元識別情報の登録をもって、権限付与	<p><方法1:委任者、受任者ともにプライムアカウントの場合></p> <p>以下の2点をもって確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委任者のプライムアカウントにより、マイページから委任登録がされた事 2. および受任者のプライムアカウントによりマイページから委任登録を承認した事 <p><方法2:委任者がGビズIDアカウントを保持していない場合></p> <p>委任申請書をGビズIDの運営者に提出(郵送)</p> <p>何らかのGビズIDの運営者による確認をもって、委任関係の信頼性を担保</p>

6. 事業者本人確認における当人認証

6.5 事業者の当人認証の課題

- 近年の外部環境の変化から、事業者の当人認証について、より安全かつ適切な制御が求められていく潮流があると認識している。
- 独立行政法人 情報処理推進機構 「情報セキュリティ10大脅威 2025」でも、“サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃”“内部不正による情報漏えい等の被害”“標的型攻撃による機密情報の窃取”をはじめ、当人認証の強化が求められる事につながる脅威は、毎年変わらず上位にあがっている。また、社会のデジタル化の進展により、事業者向けデジタルサービス等で取り扱われる機密性の高い情報は、年々拡大しており、それに伴い事業者向けデジタルサービスの全体的なリスクも拡大する傾向があると考える。

情報セキュリティ10大脅威 2025 [組織]

参照元・出典) 独立行政法人 情報処理推進機構
 「情報セキュリティ10大脅威 2025」

[情報セキュリティ10大脅威 2025 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構](#)

(次頁続く)

順位	「組織」向け脅威	初選出年	10大脅威での取り扱い（2016年以降）
1	ランサム攻撃による被害	2016年	10年連続10回目
2	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	2019年	7年連続7回目
3	システムの脆弱性を突いた攻撃	2016年	5年連続8回目
4	内部不正による情報漏えい等	2016年	10年連続10回目
5	機密情報等を狙った標的型攻撃	2016年	10年連続10回目
6	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	2021年	5年連続5回目
7	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	2025年	初選出
8	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）	2016年	5年ぶり6回目
9	ビジネスメール詐欺	2018年	8年連続8回目
10	不注意による情報漏えい等	2016年	7年連続8回目

6. 事業者本人確認における当人認証

6.5 事業者の当人認証の課題

(前頁続き)

- 近年、日本経済団体連合会の「産業データスペースの構築に向けて」の提言レポートで言及されているように、異なる国・業種・組織の間で、信頼性のある大量かつ多種多様なデータを連携する標準化された仕組みである“データスペース”の整備による、データ駆動型社会を目指す取り組みが活発化している。データスペース等の整備と利用が広まっていく際には、取り扱われるデータの量と質が膨大になる事と、データそのものやデータに関するステークホルダーの信頼性確保が重要になる為、データ主権とあわせたデータガバナンスとトラストの更なる論議が求められると認識している。あわせて、より安全かつ適切な当人認証の制御に係る論議も、活発化してくると想定する。

参照元・出典) 日本経済団体連合会 「産業データスペースの構築に向けて」
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/073.html>

参照元・出典) 経済産業省 「ウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保のためのトラスト研究会」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos_trust.html

6. 事業者本人確認における当人認証

6.5 事業者の当人認証の課題

- 前述の課題感を踏まえ、安全かつ適切な制御と、アカウント管理の業務運用の負担の軽減の“両立”について論議する事が、今後、求められる可能性が高いと想定する。
- また、今後、特にアクセス制御についての課題意識が高まってくることも想定し、“認可”に係る検討が、今後増々重要になってくると考える。
- “両立”的アプローチの一つとしては、「6.4 事業者向けのデジタルサービス等におけるID連携の現状」にて言及したように、“信頼できるアイデンティティ・プロバイダー（例：GビズID）”とのID連携（フェデレーション）の検討も有意義と想定する。
しかし、「6.3 事業者向けのデジタルサービス等における当人認証の現状」で示した通り、事業者向けのデジタルサービス等における“当人認証の単位”、“アカウント管理の業務運用の在り方”、“認可の目的”が様々である事や、“事業者のカバー率”等の観点から、業務目的に対し適切なアイデンティティ・プロバイダー（IDP）が存在しないケースも想定される。
- 上記を踏まえながら、今後の議論の継続が必要となると考える。

(次頁続く)

6. 事業者本人確認における当人認証

6.5 事業者の当人認証の課題

- ▶ 前述のように、近年の外部環境の変化から、事業者の当人認証について、より安全かつ適切な制御が求められていく際には、派生的に、“アカウント管理の業務運用の負担の増大”が課題感として取り上げられるケースが多くなってくるのではないかと想定する。

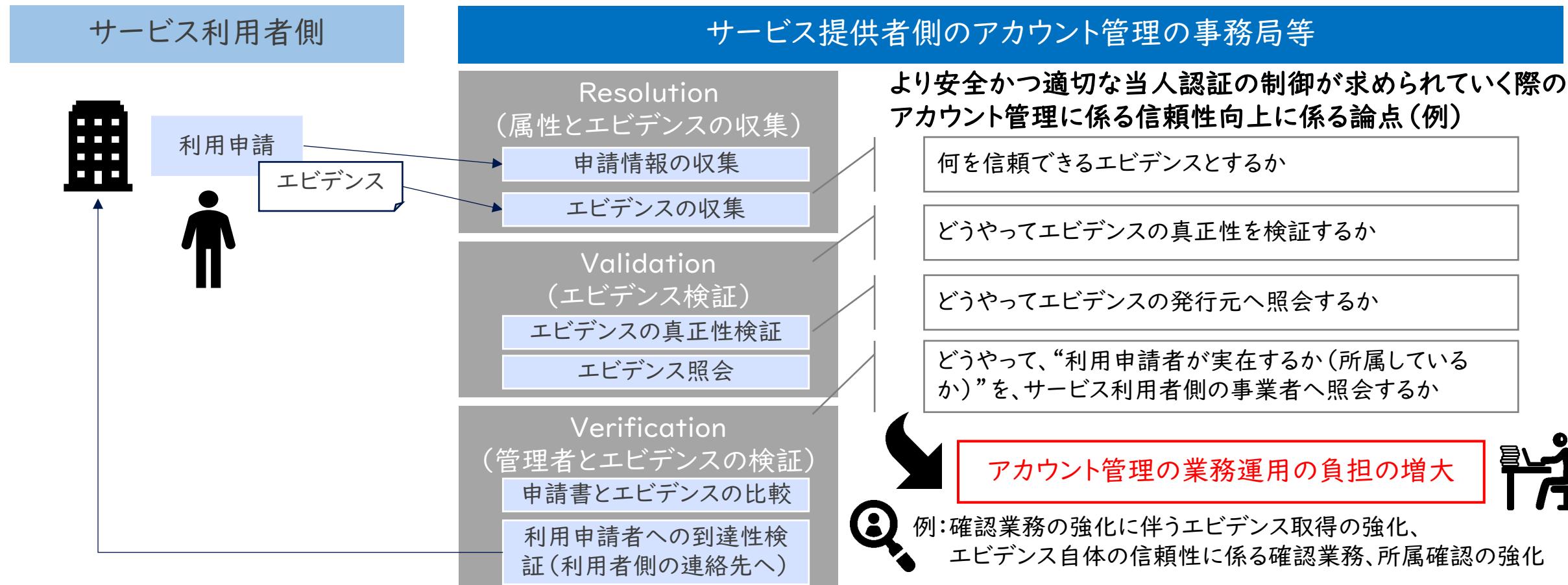


図6-6:アカウント管理の業務運用の負担の増大の背景(イメージ)

6. 事業者本人確認における当人認証

6.5 事業者の当人認証の課題

- また、“両立”のアプローチの論点の一つとして、“属性（資格情報）に応じたアクセス制御”について、今後の議論の継続が必要となると考える。

例えば、現状では担当者のIDによるIDベースの認可のアクセスコントロールが必要になるケースが多いが、役職が変わった場合に登録IDの変更管理のアカウント管理者側の業務運用が必要となる。役職などの属性にもとづいた認可のアクセス制御が円滑に可能になれば、業務目的に沿った実態に合わせることができる可能性がある。

「7. 次世代の目指すべき事業者の本人確認に向けて」の構成

- 本章では、「4. 事業者身元確認に関わる要素や属性」「5. 事業者情報のレジストリに関する考察」「6. 事業者本人確認における当人認証」の課題とその背景を振り返り、次世代の事業者の本人確認について一つの方向性を示す。そして、事業者の本人確認の議論が難しい背景を踏まえて、次世代の事業者の本人確認に向けた議論の進め方や論点を示す。

7. 次世代の目指すべき事業者の本人確認に向けて

- 7.1 事業者の本人確認の課題の振り返り
- 7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.1 事業者本人確認の課題の振り返り

➤ 4章、5章、6章の現状分析をもとに、現状の課題を振り返る。

4.4 身元確認を含む事業者確認の手法に関する現状分析 ※参照:4.4.1 現状の手法の整理(表4-7)

- ✓ 現状、身元確認を含む事業者確認事項の要素を、“一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい

※現状のデジタル手法は、各々の目的に対応するものであり、確認可能な要素の範囲は限定的である。

複数の手法を使い分けする必要がある場合がある事や、確認要素の一部については、現状では確認が困難である事がある。

5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析 ※参照:5.3 事業者情報のレジストリに関する課題の現状分析(表5-1)

- ✓ 現状、“官民の事業者情報のレジストリ”において、「事業者のカバー範囲」「事業者確認事項の要素」「情報鮮度」の、3つの観点で確認可能な範囲のバラつきが大きく、情報取得の負担が大きい

※特定のエビデンスの確認やデータベース等(公的なレジストリや、民間の企業信用調査会社の企業情報調査書等)に対する参照

だけでは、実態の把握が困難であり、複数の情報源からの取得や、場合によっては個別現地調査等が必要となるケースがある。

6.4 事業者の当人認証の課題

- ✓ 近年の外部環境の変化から、事業者の当人認証について、より安全かつ適切な制御が求められていく際に、派生的に、“アカウント管理の業務運用の負担の増大”が課題感として取り上げられるケースも多くなってくるのではないかと想定される

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.1 事業者本人確認の課題の振り返り

➤ 現状の課題の背景を振り返る。

4.3 事業者確認事項における確認要素の分類

※参照:4.3 事業者確認事項における確認要素の分類(表4-2)

- ✓ “事業者確認事項の要素”は多岐にわたり、各要素の確認に際して有益となる情報も様々となる

※法的実在性確認または公的情報等に基づく実在性確認、物理的実在性確認、法人等に属する内部組織の実在性確認、所属確認、取引の任に当たっている事の確認、(代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関する自然人の「個人」としての本人確認、法人格の当該行為自体に関わる意思の確認、事業の内容の確認、事業活動の実態有無の確認など

5.2 事業者情報のレジストリに関する課題の背景

※参照:2.1 検討対象とする事業者の範囲(図2-1)

- ✓ 事業者の種別や形態も様々である

※公的なレジストリに関しては、関連する法律等の目的が異なる事を背景に、対象範囲の事業者の相違や保有情報の相違が大きく、情報鮮度に係る課題も存在する。

※特に、個人事業主含む小規模事業者については、全体的に情報不足といえる。

3.1 事業者本人確認の特徴

※参照:3.1 事業者本人確認の特徴(図3-1)

- ✓ 事業者本人確認は、完全な確認(Proofing)が困難であり、一定レベルで信頼できる複数の参考情報を複合的に確認により、リスクベースで判断していく考え方が必要となる

※事業者を本人確認する場合には、自然人の本人確認とは異なる考え方が必要となる。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

解決したい
課題①

特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは、実態の把握が困難な確認要素が多く、また、“一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい。

事業者確認要素(例)	現状の確認方法(例)
物理的実在性確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地訪問 ✓ 郵送物の送達確認(不着確認) ✓ (登記等の所在がバーチャルオフィスやシェアードオフィスの場合)バーチャルオフィスやシェアードオフィス利用契約書・入居証明書の提出要求
所属確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業アカウントメールのドメイン確認、送達確認 ✓ 郵送物の送達確認(不着確認) ✓ 現地訪問(名刺交換等を含む) ✓ (必要に応じて)社員証や就業証明などの提示や提出要求 ✓ (非常にリスクの高い取引等の場合)委任状の提出要求(意思確認が主)
事業内容の確認 事業活動の実態有無の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業信用調査会社への企業調査書やデータベースの照会 <企業信用調査会社で調査期間が必要(例:小規模事業者や設立後間もない事業者など)、または十分でないケース> ✓ 現地訪問 ✓ 締結／調印(電子署名含む)済みの契約書、他社発行の請求書、発注書、納品書、自社発行の請求書・納品書・振込が確認できる口座明細等の提出要求 ✓ 営業許可の際に現地立ち入り検査が伴う業種業態によっては、所轄省庁等の発行する許認可番号の確認(例:食品衛生法に基づく営業許可) ✓ 法人税の納税証明書の確認

法律上の権利義務の主体となる法人(/事業者)

法人格

法人と自然人の関係性

事業者に関する自然人

✓ 物理的実体にとどまらない概念的実体が主体

✓ 主体を構成する要素が複雑

✓ 第三者が法人内部情報について「完全な確認」をする事が困難

完全な確認が困難

⇒一定レベルで信頼できる複数の参考情報を複合的に確認により、リスクベースで判断していく考え方

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

➤ 解決したい課題①を踏まえ、一気に課題解決は困難であるが、目標①の進展による漸進を目指したい

目標①

(自然人に対する本人確認と同様に) 事業者本人確認のデジタル化の進展

□ 距離や空間の違い(例:地域や国や、業界などのコミュニティ、リアル空間やデジタル空間)や、事業者の形態の違い(例:関連する法律、登記有無、個人事業主、事業者の規模)に関係なく、事業者本人確認のデジタル化の進展を目指す事により、事業者間取引、民間事業者同士や行政機関の各種申請手続き、事業者向けデジタルサービスの活性化と円滑化への貢献

✓ 「1.3 事業者の本人確認に関する課題感」で例示の課題の軽減にも貢献

例:小規模事業者等や設立後日の浅い事業者との新規取引

例:バーチャルオフィス(やシェアオフィス等)の利用事業者の実在性等の確認

例:認定証明等の審査時の本人確認の信頼性向上と円滑化、

例:議決権の行使

例:サプライチェーン参加時の本人確認の厳格化、円滑化

<参考> ※金融機関に限らず、共通的な課題を内包した事件

近年、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額及び認知件数が急増している。以下のような事件の報道も2024年6月にあった。

犯罪者集団が、SNS等を通じて個人名義を取得し、取得した名義で起業家を装って約500ものIT関連のスタートアップ企業等を装ったペーパーカンパニーを設立(登記)して金融機関に不正に法人口座を開設。開設した約4000件の法人口座に、投資詐欺の被害金やオンラインカジノの収益金等を入金し口座間で移動させ、700億円もの犯罪資金の洗浄を行っていた。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

- 今後のKYC Working Group 法人KYCチームにおける事業者本人確認のデジタル化の進展の検討の為、以下を整理した。

目標①

(自然人に対する本人確認と同様に) 事業者本人確認のデジタル化の進展

- A 今後の検討に際し、主眼を置く事業者本人確認要素の範囲の整理
- B “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性
- C 事業者本人確認の保証レベルの今後の検討方向性

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

<補足>焦点をおく事業者確認要素の範囲の整理の必要性

- 全貌が把握しにくい事業者確認において、目標①の漸進を目指すには、“特定の範囲”に焦点を合わせて確認要素の詳細や関係性を紐解いていくことが必要となる。

業界や事業者毎に異なる事業者確認範囲のイメージ

※事業の内容や当該行為等におけるリスクの大きさに応じて、確認しない要素や、リスクが低いと判断された場合は確認レベルを下げる判断や、別の方針でリスクへ対処する判断など様々である。

	確認詳細度(低い → 高い)				
	サービス事業者Aの確認範囲				
確認要素	法的実在性	①	②	③	④
	物理的実在性	①	②	③	④
	内部組織の実在性	①	②	③	④
	代表者・担当者の身元確認	①	②	③	④
	代表者・担当者の所属確認	①	②	③	④
	代表者・担当者の権限確認	①	②	③	④
	意思の確認	①	②	③	④
	事業内容の確認	①	②	③	④
	事業活動の実態有無	①	②	③	④
	実質的支配者の確認	①	②	③	④
	反社確認	①	②	③	④
	資産及び収入の確認	①	②	③	④
	信用情報確認	①	②	③	④

サービス事業者Bの確認範囲				
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	

サービス事業者Cの確認範囲				
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	
①	②	③	④	

- 事業者毎にリスクの内容や対処への考え方があるため、事業者確認の範囲や程度に違いがある。
(同じ業界でさえ、事業者毎に確認レベルの考え方には差異がある)

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

<前段整理>実在性の確認に主眼を置いた整理

- 事業者確認に関する要素を、実在性の確認に主眼を置いて整理する際、本書の見解としては、事業者の身元確認および意思確認に加え、顧客管理の内、「事業内容の確認」ならびに「事業活動の実態の有無に関する確認」は、実態として関連する要素であると考える。

事業者確認事項の大きな分類	事業者確認要素
1. 事業者の身元確認 (Identity Proofing)	法的実在性確認、または公的情報等に基づく実在性確認 物理的実在性確認 法人等に属する内部組織の実在性確認
1.2. 事業者に関連する自然人に対する確認	所属確認(代表者等、従業員、代理人等) 取引の任に当たっている事の確認(権限確認) (代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関連する自然人の「個人」としての本人確認
2. 意思の確認 (intention)	法人格の当該行為自体に関わる意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)
3. 顧客管理 (Customer Due Diligence)	事業の内容の確認 事業活動の実態有無の確認(当該事業者や組織の運営状態を確認) 実質的支配者(BO)の確認 反社確認 資産及び収入の状況の確認 信用情報確認

- 実在性の確認に主眼を置いて整理する際にかかる事業者確認要素

- (補足)

実態的に、「事業の内容の確認」、「事業活動の実態有無の確認」は、特に個人事業主を含む小規模事業者に対する「事業(ビジネス)の実在性の確認」に密接にかかる確認要素ではないか
 (また、民間事業者や行政機関など含め、ある程度、共通要素なのではないか)

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

A. 今後の検討に際し、焦点をおく事業者確認要素の範囲の整理

➤ 実在性の確認に主眼を置いて、現状を整理した。

実在性の確認に主眼を置いた現状の整理	事業者確認要素
<p>①(特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照による)実在性や意思の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例:確認対象事業者から、法的実在性証明の証拠書類(例:登記事項証明書、商業登記電子証明書)を提出。 ✓ 例:事業者の形態やリスク度合いによっては、代表者の自然人としての実在性証明(例:公的個人認証証明書)も求める場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的実在性確認 • (代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関する自然人の「個人」としての本人確認 • 法人格の当該行為自体に関わる意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)
<p>②実在性にかかる追加の情報を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例:業務プロセス上、対面でのやり取りや書類の送付を伴う取引においては、商談工程等の段階で、明文化された社内基準に基づくものではないものの、実態として一定水準の確認が暗黙的に実施されているケースが多い 	<ul style="list-style-type: none"> • 物理的実在性確認 • 法人等に属する内部組織の実在性確認 • 所属確認 • 取引の任に当たっている事の確認(権限確認) • 事業の内容の確認 • 事業活動の実態有無の確認(当該事業者や組織の運営状態を確認)
<p>③事業の内容や当該行為等におけるリスクの大きさに応じて、対象事業者の顧客管理にかかる追加の情報を取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例:企業信用調査会社への企業調査書やデータベースの照会 ✓ 例:民間サービスへの照会(例:反社チェックサービス) ✓ 例:法務省(商業登記所)への実質的支配者リストの写し交付申請 	<ul style="list-style-type: none"> • 実質的支配者(BO)の確認 • 反社確認 • 資産及び収入の状況の確認 • 信用情報確認

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

A. 今後の検討に際し、焦点をおく事業者確認要素の範囲の整理

- 今後の検討に際し、以下の②について焦点をあてることとする。
 (①は政府等での検討整備に期待、③は政府や民間事業者で課題対応が一定レベルで進んでいる)

	論点や課題	周辺動向(国内)
①(特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照による)実在性や意思の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> □ デジタル庁が事業者手続サービス タスクフォースで検討整備を進めている、GビズIDと商業登記電子証明書の一体化およびGビズIDの民間サービス連携の検討や法人ベース・レジストリの整備と民間開放に期待 □ 今後、IDプロバイダ(例:GビズID)から提供される事業者情報で確認する方式の進展に期待
②実在性にかかる追加の情報を確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい ✓ 完全非対面型の取引において、事業者確認のデジタル完結を実現する上で障壁の一因となる ✓ 特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは、実態の把握が困難な確認要素が多い 	<ul style="list-style-type: none"> □ 公の場での明確な論議が薄い
③事業の内容や当該行為等におけるリスクの大きさに応じて、対象事業者に関する追加の情報を取得	<ul style="list-style-type: none"> ✓ “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい ✓ ますますのリスク拡大傾向を背景に、求められる確認レベルの要件が拡大傾向(例:実質的支配者の確認) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 法務省(商業登記所)への実質的支配者リストの写し交付申請サービスが開始(2022年) □ 反社チェックサービスをはじめ民間サービス事業者の拡大

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

事業者確認のデジタル化の進展の実現策を考える際の留意点

- ✓ 取引相手が自然人の場合、一意に識別および実在性の確認は、本人確認書類 (Identity Document)など信頼性の高いエビデンスを軸にしたIdentity Proofingをという考え方がとりやすい。
- ✓ それに対し、事業者および事業者に関する自然人の場合は、そもそも信頼性の高いエビデンス自体に課題がある。それらの内容は、最初に登記や登録された時点から変化していくものであり、そもそも登記や登録が無いケースも存在し、また登記された情報以外の内容が必要となる事業者確認事項も多く、第三者が「完全な確認」をする事が困難な事項も多い。
- ✓ そのため、自然人とは異なり特定のエビデンスや機関等に依拠するモデルが適切とは言い難い。

一つの仮説

- 事業者確認の確からしさを高めるためには、単一のデータソースに依拠するのではなく、複数の事業者や機関の視点から確認された情報を連携・活用することが有効ではないか。
- すなわち、複数の「事業者確認要素単位で一定の信頼性を有する参考情報」を“複合的に確認”し、業務に活用することで、確認精度の向上が期待される。
- 事業者確認が複雑化する中で、確認を実施する事業者にはリスク対応に伴うコスト負担が増加する傾向がある。そのため、各事業者が連携して情報を共有・活用することで、全体としてのコスト軽減にもつながる可能性があると考える。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

複数の事業者や機関による確認情報の連携のイメージ

事業者確認要素単位で、一定の信頼性を有する参考情報

事業者種別に依らない統一的な方法

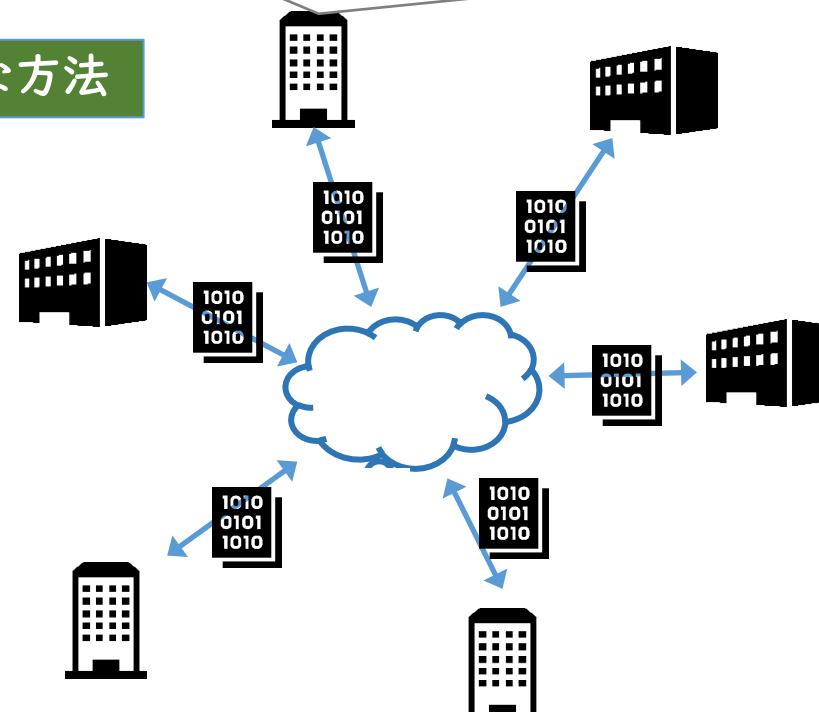
デジタル手法による情報取得と確認

必要な要素を柔軟に取得

各確認事項で必要な情報の取得方法や取得先を容易に判断

鮮度のよい情報の更新

認可制御の高度化を意識した安全で容易なアカウント管理とID連携



- ✓ 様々な連携のモデルがありえるため、ユースケースと共に適切なモデルの在り方についてより深く検討する必要がある

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

(補足)「事業者確認要素単位で、一定の信頼性を有する参考情報」が存在する可能性(例示)

事業者確認事項の大きな分類	要素
1. 事業者の本人確認(Identity Proofing)	
1.1. 法人格に対する確認 または公的情報等に基づく実在性確認	法的実在性確認、または公的情報等に基づく実在性確認 物理的実在性確認 法人等に属する内部組織の実在性確認
1.2. 事業者に関する自然人に対する確認	所属確認(代表者等、従業員、代理人等) 取引の任に当たっている事の確認(権限確認) (代表者等取引の任に当たっている自然人の)事業者に関する自然人の「個人」としての本人確認
2. 意思の確認(intention)	法人格の当該行為自体に関わる意思の確認(内容確認をしている事の確認含む)
3. 顧客管理(Customer Due Diligence)	事業の内容の確認 事業活動の実態有無の確認(当該事業者や組織の運営状態を確認) 実質的支配者(BO)の確認 反社確認 資産及び収入の状況の確認 信用情報確認

例:デジタル庁 GビズID

例:携帯通信キャリアの法人回線の本人確認サービス

例:金融機関の法人APIや本人確認API

例:企業人事管理システム

例:名刺管理クラウドサービス

例:受発注EDIや請求書電子化クラウドサービスなど
※商取引に関する契約や請求や決済に係るトランザクションが継続的に発生しているという事実情報

例:行政機関の営業許認可等にかかる立ち入り検査の実施情報

例:国税庁 「納税情報の添付自動化」の仕組み

例:バーチャルオフィス事業者、シェアードオフィス事業者

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

➤ 最低限、以下が満たされている状態を目指す必要がある。

- 「事業者確認要素単位で一定の信頼性を有する参考情報の情報源」が、ガバナンスの仕組みとともに認定され、参考情報がデジタル化されていること
- 確認対象事業者のクレデンシャルが識別可能であること
- 確認対象事業者のクレデンシャルが、真正性を担保したうえで円滑に連携・確認できること
 - ・デジタルインターフェース（プロトコル）の標準化
 - ・データフォーマット、事業者確認事項のデータ表記の標準化

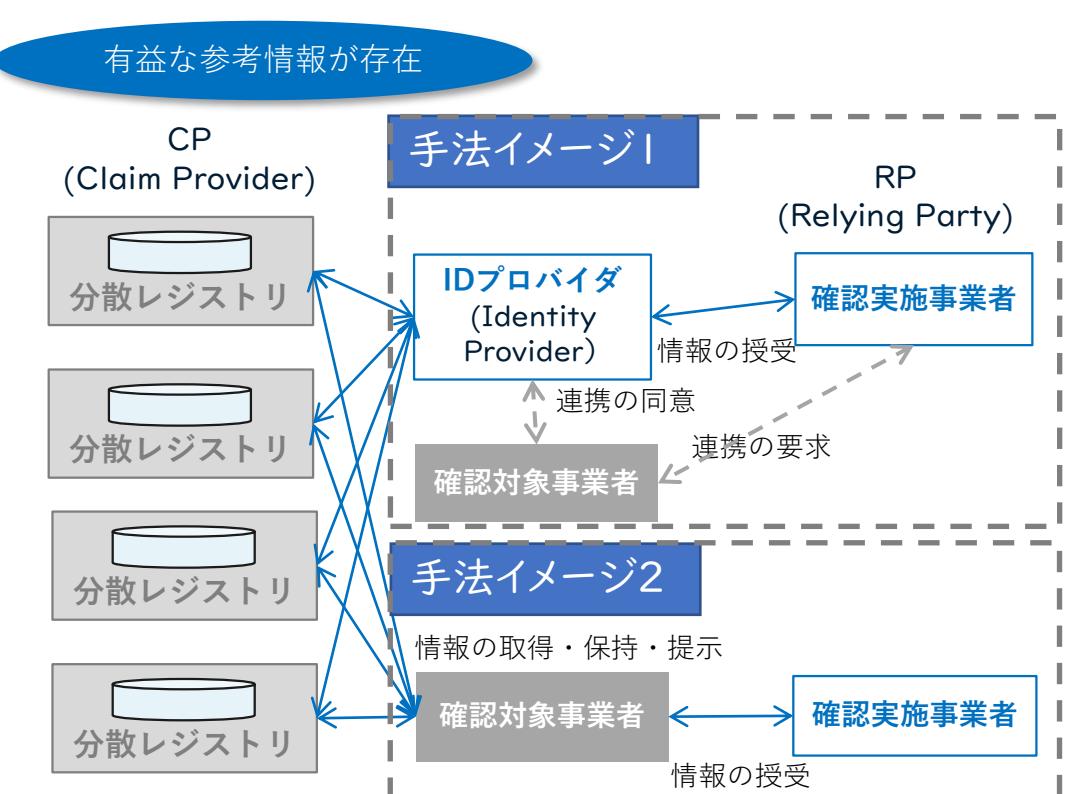
7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

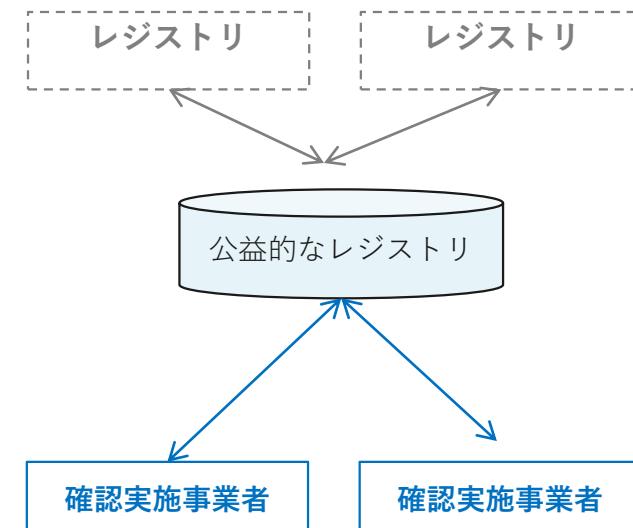
- 今後の検討に際し、Iに主眼を置くこととする。
(OpenID Foundationが策定の各種標準の有効活用の可能性)

I. 確認対象事業者によって提示された証拠書類等に基づき行うケース



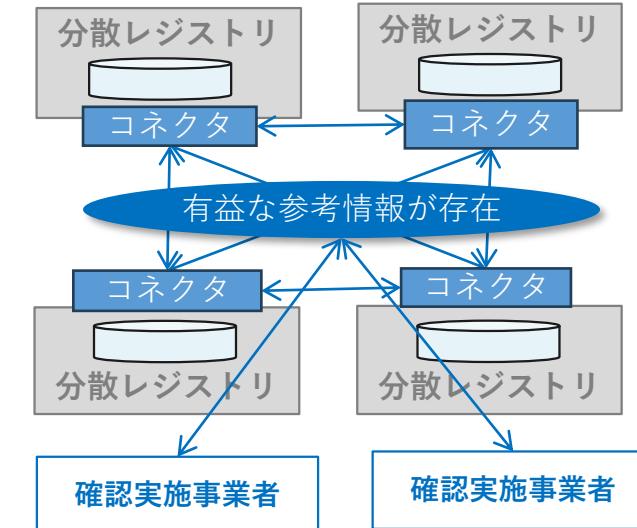
2. 確認実施事業者が主体的に情報を収集して行うケース

2-1 中央集権型のレジストリ



※デジタル庁の法人ベース・レジストリの整備と民間開放検討の進展に期待

2-2 分散型のデータスペース (自律分散協調モデル)



※Iの論議と並行して、今後の検討の進展を期待

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

➤ 今後の検討を進めるにあたり、以下について継続的に情報収集と検討を行うことは有益であると考える。

手法イメージ
に関連

OpenID Connect for Identity Assurance (IDA) の有効活用の可能性の検討

- ✓ OpenID Connectの仕組みを使い、確認済みのID情報を連携するための仕様であり、確認が、どのように行われたかを伝達するインターフェースの標準化が進められている（「誰が」「どのように」「いつ」「何を元に」確認したかを、メタデータとして付与することができる）（デジタル庁のGビズIDもIDAに対応している）
- ✓ IDAのAuthority claimsの一部として法人情報にかかる仕様が存在し、継続的に情報収集と検討を行うことは有益と考える。
(ただし、現時点でIDAの仕様の範囲は、本書で整理した事業者確認要素の一部のみである)

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

手法イメージ2
に関連

OID4VC^{※1※2}の有効活用の可能性の検討

- ✓ 電子署名された資格情報（クレデンシャル）の発行・授受・提示を行うための一連のプロトコル標準であり、グローバルで仕様拡張が進む領域である。
- ✓ 今後、事業者本人確認の高度化や相互運用性の向上を図るうえで、OID4VC を有効に活用する可能性について検討する事が有益である。

※1:OpenID Foundationが策定した、OpenID for Verifiable Credential Issuance、OpenID for Verifiable Presentations、Self-Issued OpenID Provider v2などをはじめとする複数のプロトコル関連標準の総称としての俗称。

※2:W3C (World Wide Web Consortium) が定義しているVCDM (Verifiable Credentials Data Model) の様なデータモデルや、IETF (Internet Engineering Task Force) が定義しているSD-JWTの様なクレデンシャルフォーマット、ISO (International Organization for Standardization) が策定のISO/IEC 18013-5:2021が定義しているmDL (Mobile driving license のデータモデルおよびmDLで利用されるデータモデルであるmDoc、CBORのようなクレデンシャルフォーマット等、幅広く相互運用性の担保を目指している。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

B. “一元的に円滑に確認できるデジタル手法”の今後の検討方向性

- 欧州デジタルID枠組み規則案 eIDAS 2.0 (Electronic Identification and Trust Services Regulation) の施行を背景に、Enterprise Wallet (企業用デジタルIDウォレット) に関する検討も徐々に進展している。
- 特にEUにおける最新動向については、継続的な情報収集と検討を行うことが有益であると考える。

(補足)

- ✓ EU Business Wallet法案が2025年度に草案として提案され、Enterprise Wallet (企業用デジタルIDウォレット) の検討も徐々に具体化しはじめている。
- ✓ 欧州全体で推進されている非営利のデータ連携プロジェクト (産業データスペース) であるGaia-Xにおいて、eIDAS2.0への対応として、タイムスタンプ、eシール、リモート電子署名等の活用だけでなく、Verifiable Credentials (VC: 検証可能な資格情報) や法人ウォレットの活用も視野にはいる論議が活発化しており、「アイデンティティとトラスト」や「コンプライアンス」を実現するために、Gaia-X Trust Frameworkの策定と公開が始まっている。また、自動車産業におけるデータスペースの取り組みであるCatena-Xにおいては、Gaia-Xが定義するトラストフレームワークのコンセプトを取り入れたオンボーディングプロセスの文書化と公開が進んでおり、参加企業の検証手続きや信頼確保の仕組みが整備されつつある。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

C. 事業者本人確認の保証レベルの今後の検討方向性

<補足>前段となる整理

- 保証レベル※とは、「本人確認の確からしさを段階的に表現するためのレベル」の事を意味する。身元確認保証レベル(Identity Assurance Level:IAL)※や当人認証保証レベル(Authentication Assurance Level:AAL)※の2つの観点の保証レベルが関係する。
※1:「DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン」(デジタル庁)
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fc67afc/12cb1a6c/20250930_resources_standard_guideline_identityverification_01.pdf)の「1.4 用語」より加工し、引用
- 事業者が「どのように適切な IAL / AAL を選択すべきか」については、取引に伴うリスク判断や責務を踏まえ、「合理的な努力の範囲内」で実施可能な社内基準やルールが規定され、それらに基づき業務運用が行われるべきものである。
つまり、リスクベースアプローチに基づく判断が求められる。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

C. 事業者本人確認の保証レベルの今後の検討方向性

リスクベースアプローチを円滑にするための課題

- リスクベースアプローチを円滑に行うためには、事業者本人確認における保証レベルの定義が整備されていることが望ましい。
- しかし、『A. 今後の検討に際し、焦点をおく事業者確認要素の範囲の整理』で述べた通り、身元確認保証レベル(IAL)を論じる以前に必要となる実在性確認の範囲ですら、現状では曖昧である。また、事業者確認を構成する要素は多様かつ複雑であり、IALを単一の総合的な定義として整理することは困難であるという課題が存在する。
(現状は、例えばGビズIDにおける保証レベルの定義など、特定の目的に沿った個別の定義は存在する)

今後の検討方向性

- 今後、事業者本人確認における保証レベルの検討を進めるにあたっては、特に事業者の身元確認保証レベル(IAL)の定義に焦点を当てる必要がある。
- その上で、実在性確認所属確認など、要素ごとの保証レベルを段階的に議論していくアプローチが現実的であり、有効であると考えられる。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

➤ <参考>GビズIDの、身元確認保証レベル(IAL)と当人認証保証レベル(AAL)

出典)デジタル庁ウェブサイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)、「法人共通認証基盤におけるトラストフレームワーク」(デジタル庁)(第1.2版 2026年(令和8年)1月15日) (https://gbiz-id.go.jp/top/trust_framework/trust_framework.pdf) を、加工して作成

表6-5:GビズIDにおける身元確認とIALの関係

※GビズIDでは対面の身元確認(IAL3)は実施していない。

No	身元確認の対象者	申請方法	身元確認 保証レベル(IAL)
1	GビズID プライム	法人代表者	オンライン申請
2			書類郵送申請
3			法人設立OSS
4		個人事業主	オンライン申請
5			書類郵送申請
6	GビズID メンバー	GビズIDプライム又は管理者権限を持つGビズIDメンバーによる確認	
7	GビズID エントリー	オンライン申請 (自己申告のみ)	IAL1 ※身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。 身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

表6-6:GビズIDにおける当人認証保証レベル(AAL)

当人認証 保証 レベル(AAL)	レベルの定義	対応する アカウント種別	GビズIDにおける 提供手 法
AAL1	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、单要素若しくは複数要素を使うことにより、当人認証の信用度がある程度ある。	GビズIDエントリー GビズIDプライム(※) GビズIDメンバー(※)	パスワード認証方式
AAL2	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある。	GビズIDプライム GビズIDメンバー	パスワード認証方式 +所有物認証方式 (SMS認証、スマホアプリ認証)
AAL3	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が非常に高い。	対応なし	GビズIDでは提供していな い

(※)接続先行政サービスの分析に基づく選択により、単要素での認証も可能となる。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

目標①：今後の検討における論点

	今後の検討における論点	関係する現状の課題や背景
1 STEP	現実世界において実体を有する自然人（個人）とは異なり、現実世界に物理的実体を有するとは限らず、かつ主体を構成する要素が自然人よりも複雑である事業者について、その「実在性確認」が事業者確認事項のいずれの確認要素まで密接に関係するのかについて整理する必要（本書では暫定的な整理）	✓ 事業者本人確認は、完全な確認が困難であり、複数の参考となる信頼できる情報を「複合的に確認」により、リスクベースで判断していく考え方が必要になる
2 STEP	事業者確認要素単位で、一定の信頼性を有する参考情報の、デジタルエビデンスとしての発行と流通の実現可能性の検討 (※官民の有益な参考情報の所在、およびデジタルエビデンスの発行元となりうる可能性の検討)	✓ “事業者確認事項の要素”は多岐にわたり、各要素の確認に際して有益となる情報も様々となる ✓ 事業者の種別や形態も様々である ✓ 現状、“官民の事業者情報のレジストリ”において、「事業者のカバー範囲」「事業者確認事項の要素」「情報鮮度」の、3つの観点で確認可能な範囲のバラつきが大きく、情報取得の負担が大きい
3 STEP	STEP2を踏まえ、様々な所在の有益な参考情報を「一元的に円滑に確認できるデジタル手法」の検討	✓ 現状、事業者確認事項の要素を、“一元的に円滑に確認できるデジタル手法”が存在せず、情報取得の負担が大きい
STEP 4	複数の「事業者確認要素単位で一定の信頼性を有する参考情報」を複合的に確認するにあたっては、各情報ソースの保証レベル(Assurance Level)を個別に評価・検証した上で、それらを総合し、情報全体としての保証レベルを担保することを目指す必要	✓ 現状、そもそも事業者確認要素について共通定義がない事、よって事業者確認の各要素についての保証レベルの共通定義も無い事も課題

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

目標①：今後の検討における論点

(補足) 前頁 STEP4

- ✓ 複数の「事業者確認要素単位で一定の信頼性を有する参考情報」を複合的に確認するにあたっては、各情報ソースの保証レベル(Assurance Level)を個別に評価・検証した上で、それらを総合し、情報全体としての保証レベルを担保することを目指す必要

- 参考情報の保証レベルを判断する為には、最低限、以下の付帯情報が必要となる。
※定義のガイドライン等の検討も要となる為、官民連携した論議が必要と考える。

- 本質的に何を証明しているのか
- 誰が検証したのか(例:公的/民間/自己主張)
- どのように検証したのか(例:実地検証/リモート検証/自己主張)

(イメージ)

例:物理的実在性確認	保証レベル1/2/3
例:所属確認レベル	保証レベル1/2/3
例:任に当たっている事の確認	保証レベル1/2/3

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

(～前頁続き～)

- 例として、GビズIDのメンバーアカウントの「当人認証済み」という情報を、民間取引や法人向けサービスにおいて、所属の確認や任にあたっている事の「事業者確認要素単位で一定の信頼性を有する参考情報」として活用すると仮定した思考実験を行った。

- ✓ GビズIDのメンバーアカウントは、当該事業者のプライムアカウントまたは第一／第二管理権限アカウントの責任の範囲内で運用されており、所属証明として一定レベルの信頼性があると認識できる。GビズIDではプライム or メンバーが特定のIDを作成したことをログなどにより、後からの監査も可能。
- ✓ その上で、当該デジタルサービスの要求レベルによっては、リスクベースアプローチで追加的確認、つまり追加の資格証明が補完として要求されるケースも想定される。
(例: 同レベルの信頼度の異なるデータソースからの証明を追加要求 例: 確認レベルが一段階上の証明を要求)
- ✓ 一方、「任にあたっている事」として利活用については、行政手続きの任にあたっている事と、当該法人向けサービスの任にあたっている事で求められる条件は異なる為、利用は適切ではないと判断される。(委任・代理権限も同様)

- 参考情報を業務に利活用する際には、「何を、どのレベルで証明しているのか」について十分に理解した上で検討を行う必要がある。
- しかし、すべての事業者がその情報の意味合いを的確に理解できるとは限らない為、業務での円滑な利活用を促進するには、保証レベルの定義に関するガイドラインの整備・検討が求められると考える。

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

解決したい
課題②

事業者を対象としたサービスの認証・認可において、今後、認可制御の精緻化と(ポリシー変化への対応の)柔軟性の向上が求められる際に、現状の前提としている考え方(システムデザイン、業務設計)には限界があるのではないか?

「事前」のアカウント管理の業務運用

利用者(実行主体)



アカウント
利用申請

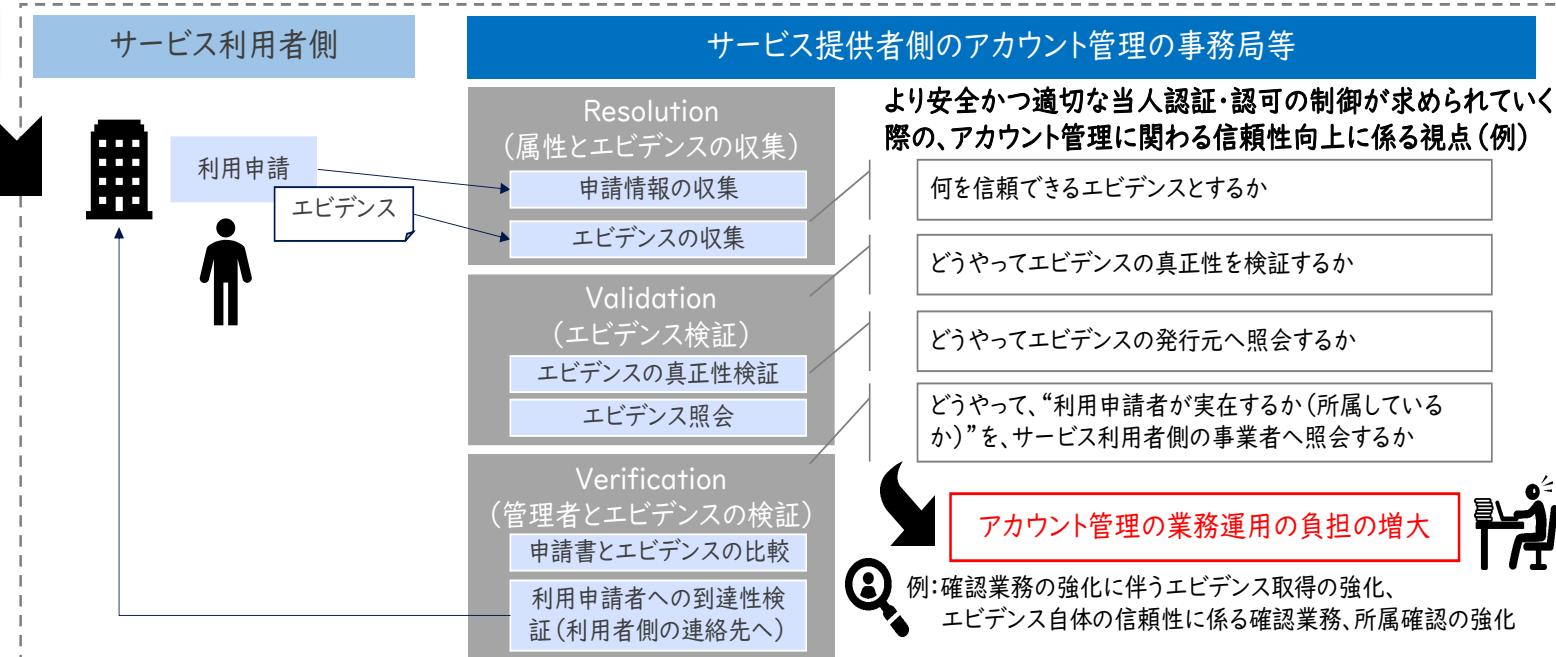
アカウント管理業務



ID 基盤

※アカウント利
用申請および必
要なエビデンス
提出

- ✓ 実行主体と身元識別情報の関連づけ管理
- ✓ 適切な資格権限情報の確認の上で、アクセス権限の付与登録(またはロール割り当て)



7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

➤ 想定される将来課題への対応策の検討を、目標②として目指したい

目標②

事業者向けデジタルサービスにおける、特に認可制御の精緻化と（ポリシー変化への対応の）柔軟性の向上と、アカウント管理に関する業務運用負担の軽減の「両立」

- 6.4 事業者の当人認証の課題 のとおり、近年の外部環境の変化から、事業者の当人認証について、より安全かつ適切な制御が求められていく際に、派生的に、“アカウント管理の業務運用の負担の増大”が課題感として取り上げられるケースが多くなってくるのではないかと想定
- 事業者向けのデジタルサービスにおいて、Model Context Protocol (MCP)※1などを介し、AIエージェントがユーザーの代わりにリソース等にアクセスし、情報のやり取りやAPIの実行などを行うという事が常態化した際の、認証・認可の適切な制御と信頼性の担保が将来課題となると想定

※1:OpenAIの元メンバーによって設立されたアメリカの人工知能のスタートアップ企業である公益法人のAnthropicが2024年11月に提唱した、生成AIアプリケーションと外部データソースやツールとの連携の標準化による円滑化を目指すオープンプロトコル仕様

(～次頁続く～)

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

<補足>

AIエージェントがユーザーに代わって各種リソースへアクセスすることが常態化しつつある中で、事業者向けサービスにおける「人間主体を前提としない」認可制御の高度化は、セキュリティおよびガバナンス強化の観点から喫緊の課題となる。例えば、以下のような論点がある。



<識別と認証>

誰が操作しているのか（人間かAIか）



<委任・代理・監査>

そのAIエージェントが本当にユーザーの意思を代替しているのかを、どのように検証するのか（AIエージェントの法的な行為主体性の扱いを踏まえた、委任・代理と認可、監査の在り方。特定の個人でなく組織や集団であるケースも存在）

<同意制御キャパシティオーバー>

ユーザーの同意をどのように制御・管理するのか（自律性に伴い、人間が対応できる許容量を超えた膨大な量の認可リクエストに直面）

<同意管理・認可制御キャパシティオーバー>

高度な自律性を持って活動するAIエージェントに対し、適切なデータ利用の認可制御をどこまで高度化できるか（モデル推論時の「決定」をもとに、特定の目標に向けた「行動」を実行する能力を持つ自律型AIエージェントにおいて、「目的」が動的に変化しうる為、利用目的の限定を含む動的同意の仕組みの論点が複雑化）

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

目標②. 今後の検討方向性

ゼロトラストの基本思想に沿って、セッション単位で「動的」に、当該リソースのアクセスに対し必要となる資格情報（デジタルエビデンス）を自動要求・連携・検証により、アクセス目的に対し必要最小限の権限を付与への考え方への変化

- ✓ ゼロトラストの「すべてのアクセスを検証し信頼しない（常に検証する）」という原則を具体的に実現するために、ユーザーの属性（役割、所属、場所、時間など）に基づき、リソースへのアクセスをセッション単位で最小限の適切な権限付与をリスクベースアプローチで制御する仕組みとして、PBAC (Policy Based Access Control) およびABAC (Attribute Based Access Control) の仕組みづくりが求められる。
- ✓ PBACを「動的」に行うために、ABACが必要になるが、認可にかかる資格情報のデジタルエビデンスの拡大と連携の仕組みづくりにより、セッション単位で都度、ユーザーから属性情報（デジタルエビデンス）を主体的かつ自動的に提示させることにより、アカウント管理を含む複雑性の解消が可能となると考える。

➤ 今後の検討を進めるにあたり、以下について継続的に情報収集と検討を行うことは有益であると考える。

Shared Signal Framework (SSF) ※の有効活用の可能性の検討

※OpenID Foundationが策定した、異なるセキュリティ製品やサービス間で、リスクイベント等のセキュリティシグナルやアイデンティティ情報をリアルタイムに共有するオープンな通信フレームワーク

7. 次世代の目指すべき事業者本人確認に向けて

7.2 現状の課題を踏まえた今後の検討の方向性

目標②: 今後の検討における論点

	今後の検討における論点	関係する現状の課題や背景
1 STEP	事業者向けデジタルサービスにおいて、現状または近い将来、認可制御の精緻化と柔軟性が求められる業界・分野ユースケースの洗い出し(※ユースケースを限定する必要はないが、議論の解像度向上の為に必要)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年の外部環境の変化から、事業者の当人認証について、より安全かつ適切な制御が求められていく際に、派生的に、“アカウント管理の業務運用の負担の増大”が課題感として取り上げられるケースが多くなってくるのではないかと想定される
2 STEP	ユースケースをもとにした、要件やモデルの整理	<p>(※認可で必要となる資格情報に関する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者確認は、完全な確認(Proofing)が困難であり、複数の参考となる信頼できる情報を「複合的に確認」により、リスクベースで判断していく考え方が必要になる ✓ “事業者確認事項の要素”は多岐にわたり、各要素の確認に際して有益となる情報も様々となる
3 STEP	要件やモデルをもとに、汎用性と拡張性を考慮したシステムデザイン、セキュリティ要件や実運用要件を踏まえたプロトタイプ要件検討	
4 STEP	実際のビジネス観点で想定ニーズに合致度の高いユースケースについて、プロトタイプ実証の機運醸成	

8. 執筆者一覧



執筆メンバ(所属50音順)

岡本 俊一(伊藤忠テクノソリューションズ株式会社)
南井亨(株式会社ジェーシービー)
佐藤 雅史(セコム株式会社)

執筆協力メンバ(所属50音順)

富士榮 尚寛(伊藤忠テクノソリューションズ株式会社)
小畠 雅人(KDDI株式会社)
小岩井 航介(KDDI株式会社)
古川 英明(デジタル庁)
山田 達司(デジタル庁)
東條 雅史(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
安細 康介(FIDO Alliance FIDO Japan Working Group)
宮地 直人(有限会社ラググ・エッジ)

問い合わせ先

OpenIDファウンデーション・ジャパン事務局
contact@openid.or.jp

<別添>参考資料

- 付録 法人情報にかかるレジストリに関する海外動向

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

| 概略

- 次世代の目指すべき事業者本人確認の検討に際して、参考となる海外動向を紹介する。本報告書の本体ではレジストリに関する考察に重点を置いていないが、レジストリの整備は民間側での法人情報の活用にも影響するため、参考としてレジストリの海外動向を記載している。
 - ✓ デンマークにおける法人情報にかかるレジストリの動向
 - ✓ エストニアにおける法人情報にかかるレジストリの動向
 - ✓ インドにおける法人情報にかかるレジストリの動向
- 法人情報に係るレジストリに関する考え方は、それぞれの国情に依存して様々なパターンが存在するものの、それぞれ一括集中/分散連携の手法を用いて、Once Onlyを実現しようと試みている点は共通していると言える。
 - ✓ デンマーク:明確に“ベースレジストリ(Base Registry)”の概念が存在している
 - ✓ エストニア:“ベースレジストリ”という概念はないが、基本データを収集し、相互運用するための法制度が行われている
 - ✓ インド:補助金支給、納税、車両登録や運転免許等の重要性の高いサービスに用いるデータを、組織横断的に共有し、相互に活用できる環境として管理している

注) 2024年4月当時の調査の為、内容に変更が発生している可能性がある事を留意いただきたい

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

2 デンマークにおける法人情報に係るレジストリの動向

- デンマークにおける法人情報は、一括集中のベースレジストリとして、デンマーク統計局、税務当局および法務局が共同運営するCVR(中央・情報センター)で一括管理されている。
- また、Virk.dkと呼ばれる法人関係情報の報告プラットフォームが存在しており、企業自らがVirk.dkを通じて企業情報を登録する事により、各々の登録情報単位でCVRや他政府機関のデータベースに追加されることとなっている。
- 業種の追加、事務所の移転などの際にも、Virk.dkから修正を行う。事業者登録は、休業(廃業)申告を行うことによって取り消される。
- 事業者情報については、行政機関や一般国民がVirk.dkから、事業者の登録状況(登録有無、課税の種類等)について参照することができる。

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

2 デンマークにおける法人情報に係るレジストリの動向

(前頁続き)

取得することが可能な事業者登録情報	企業識別子	内容
<ul style="list-style-type: none"> • 法人の名称 • 住所 • 設立日 • 創設者、役員名称等 • P番号(共通企業ID) • SE番号(納税者番号) • 電話番号 • メールアドレス • 産業コード • ビジネスの形態 • 従業員数 • 最新の年次決算 • 年度の開始日と終了日 • 財政状況 • 訴訟状況 • 更新日 	共通企業ID	<ul style="list-style-type: none"> • 共通企業 ID として「CVR 番号」が附番される。 • CVR 番号は個別の事業者に対して付番される8桁の数字であり、各桁に特別な意味は持たせていない。CVR番号は公知の番号であり、事業者間の取引にあたって把握する必要があるほか、ホームページ等の企業概要に記載されている。また、P番号(事業所を表す番号)も公開されており、各P番号はCVR番号に必ず紐付いているため、P番号からも企業を一意に特定することが可能となっている。 • 支店や各事業所についても、それぞれ Virk.dk から登録が必要であり、それぞれにP番号が付与される。(なお、本店にも個別にP番号が付与される)。1つのCVR番号に対し、本店や支店等の各事業所のP番号が付帯する形となる。
	納税者番号	<ul style="list-style-type: none"> • 登記と同時に国税庁に納税者登録も行われ、SE 番号(国税庁で管理される納税者番号)が発行される。

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

3 エストニアにおける法人情報に係るレジストリの動向

- エストニアにおける法人情報は、相互運用するための法制度に基づき分散連携が可能な姿が実現されており、RIK(中央登録・情報局)が運営するe-Business Registerによって一括でハンドリングすることが可能となっている。
- e Business Registerから法人の新設を登録する際に、法人番号にあたるRegistry codeが附番される。Registry codeは公知の番号であり、Registry codeに紐づく事業者情報については、e Business Registerから参照が可能である。

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

3 エストニアにおける法人情報に係るレジストリの動向

(前頁続き)

取得することができる事業者登録情報
<ul style="list-style-type: none">General information (内容) Registry code ※ 会社形態 資本金 登録年月日 年度の開始日と終了日 Receipt of e-invoices 住所、メールアドレス、電話番号などCommercial pledge information (抵当権設定など)General and personnel informationHistory of registry card informationReporting dataAnnual report documentArticles of AssociationBusiness file documentBeneficial OwnerAudit data from the annual reportFields of activity

※:デンマークと異なり、事業所単位での共通IDの整備は行われておらず、Registry codeに対して事業所単位での情報が紐づく形にはなっていない

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

4 インドにおける法人情報に係るレジストリの動向

- インドには各省庁/地方自治体間の分権構造も関係し、一括集中のベースレジストリに当たるレジストリは存在しないが、一部、補助金支給、納税、車両登録や運転免許等の重要性の高いサービスに用いるデータを、組織横断的に共有し、相互に活用できる環境が実現されており、MCA (Ministry of Corporate Affairs) を通じて参照することが可能となっている。

付録 法人情報にかかるレジストリの海外動向

4 インドにおける法人情報に係るレジストリの動向

(前頁続き)

取得することが可能な事業者登録情報

- 会社名
- CIN(法人識別番号)
- 会社のROCコード
- 会社のクラスとカテゴリ
- 登録番号
- 授権資本
- 払込資本金
- 会社設立日
- 登録住所
- 電子メールアドレス
- 最後の年次総会(AGM)の日付
- 上場企業か否か
- 無株会社の場合の社員数
- アクティブなコンプライアンスがある場合
- 過去に証券取引所で株式取引停止された場合はその事実
- 帳簿および書類の一部または全部が保管されている登録事務所以外の事務所の住所
- 貸借対照表の日付
- 会社の現状(電子申告用)